

三重地震対策 アクションプログラム 取組報告書

平成19年7月

三 重 県

三重地震対策アクションプログラムを振り返って

三重県では、東海地震に係る地震防災対策強化地域への県内市町の指定（平成18年4月現在10市町）、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域への県内全域の指定の動きを踏まえて、県民の安全を最重要課題として、基本理念と目標を定めた「三重地震対策アクションプログラム」を策定し、平成14年度から平成18年度までの5年間に、地震対策を重点的に実施しました。

5か年の取組の結果、地震対策に係る全庁的な推進体制の構築や情報共有が進むとともに、地域における自主的な防災活動の気運の醸成、防災行政無線や広域防災拠点施設をはじめとする防災基盤の整備等について一定の成果があったと考えています。

しかし、減災を実現するうえで、最も重要な取組である住宅等の建築物の耐震化や、津波対策についてはまだまだ十分ではなく、さらに、平成16年の新潟県中越地震では、災害時要援護者対策や孤立対策の重要性が教訓として得られるなど、新しい課題も生じています。

「三重地震対策アクションプログラム」は、平成18年度で計画期間が終了したため、これまでの取組内容を点検、評価し、実績、成果を整理するとともに、今後の地震対策の課題や方向性を明らかにするために、この報告書を取りまとめました。

この報告書が、地震対策に取り組む関係機関の皆様の参考になれば幸いです。

平成19年7月
三 重 県

目 次

三重地震対策アクションプログラム取組の成果と課題	1
1 取組の成果と課題の概要	1
2 取組の実績・成果と課題・今後の方向性(アクション別)	4
(1) 地震対策の推進基盤づくり	4
アクション 1 地震対策推進体制の整備	4
アクション 2 自助・共助・公助の役割分担の明確化	5
アクション 3 防災計画の目標の明確化	5
アクション 4 地震調査研究の推進	6
(2) 防災力向上のための人づくり・まちづくり	7
アクション 5 県民防災意識の普及啓発の促進	7
アクション 6 防災教育の効果的実践	9
アクション 7 県民自らによる防災行動(まちの危険度や計画策定)の推進	10
アクション 8 効果的な津波被害予防対策の促進	11
アクション 9 津波避難対策の促進	13
アクション 10 個人住宅の耐震化の促進	14
アクション 11 県・市町村有施設等の耐震化の促進	16
アクション 12 医療機関の耐震化の促進	17
アクション 13 学校・福祉施設の耐震化の促進	17
アクション 14 公共土木施設の耐震化の促進	18
アクション 15 地震災害に強いまちづくりの促進	19
アクション 16 ボランティア活動の充実強化	20
アクション 17 自主防災組織の活性促進	21
アクション 18 企業防災の促進・民間活力の活用	22
アクション 19 危険物等対策の促進	23
(3) 災害時に迅速に対応できる体制づくり	23
アクション 20 防災に関する人材育成	23
アクション 21 行政対応力の向上	24
アクション 22 実践的な防災訓練の実施	25
アクション 23 災害時要援護者の避難対策の促進	26
アクション 24 災害時要援護者への情報提供の促進	27
アクション 25 初動体制の充実強化	27
アクション 26 災害時の情報通信手段の確保	28
アクション 27 情報の迅速な収集・連絡体制の充実強化	29
アクション 28 災害対策本部運営体制の充実強化	30
アクション 29 地域全体による救助活動体制の充実強化	31

アクション 30	医療救護体制の充実強化	32
アクション 31	消防活動の促進	34
アクション 32	避難対策の促進	35
アクション 33	避難所運営体制の整備	37
アクション 34	帰宅困難者対策の促進	38
アクション 35	広域的な防災拠点機能の整備	38
アクション 36	広域応援体制の充実強化	39
アクション 37	公共土木施設の応急復旧対策の促進	40
アクション 38	緊急交通路の確保等、交通対策の促進	40
アクション 39	緊急輸送対策の促進	41
アクション 40	飲料水等の確保対策の促進	42
アクション 41	ライフライン対策の促進	42
アクション 42	県民等への広報活動の促進	43
アクション 43	し尿・ごみ・がれき対策の促進	43
アクション 44	応急危険度判定等の体制整備	44
アクション 45	応急住宅の確保対策の促進	45
アクション 46	教育再開体制の整備	45
(4)	安定した復旧復興に向けた体制づくり	46
アクション 47	被災者の健康・こころのケア対策の促進	46
アクション 48	生活相談の充実強化	46
アクション 49	被災者救援・生活支援対策の推進	47
アクション 50	震災復興体制の整備	48

三重地震対策アクションプログラムの取組の成果と課題

1 取組の成果と課題の概要

平成14年度から平成18年度に取り組んだ「三重地震対策アクションプログラム」は、4つの目標と12の施策の柱、50のアクション、355の具体的なアクションで構成されました

4 目 標

- I. 地震対策の推進基盤づくり
- II. 防災力向上のための人づくり・まちづくり
- III. 災害時に迅速に対応できる体制づくり
- IV. 安定した復旧復興に向けた体制づくり

「三重地震対策アクションプログラム」の4つの目標における成果と課題の概要は次のとおりです。

I 地震対策の推進基盤づくり(4アクション:17具体的なアクション)	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県地震対策推進条例の制定、三重県地震対策会議、三重県市町村等地震対策協議会の設置など、地震対策の推進体制が構築できました。 ○三重県防災危機管理関係機関連絡会議、三重県ライフライン企業等連絡協議会を設置するなど、防災関係機関との連携を強化することができました。 ○津波シミュレーション、活断層調査、地震被害想定調査等、地震対策を進めていくうえで、必要な基礎データを蓄積することができました。
課題	○行政や防災関係機関が連携した地震対策の推進体制は構築することができましたが、その体制を一層強化するとともに、県や市町と地域住民が連携・協働した地震対策の推進体制づくりが必要です。

II 防災力向上のための人づくり・まちづくり (15アクション:99具体的なアクション)	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の組織化に取り組んだ結果、県内の自主防災組織の組織率は90%を超えました。また、研修会を開催し4,809人の自主防災組織リーダーを養成しました。 ○平成15年度に津波浸水予測図を作成し、沿岸地域における津波避難計画の策定を促進した結果、240地区において津波避難計画が策定されました。 ○防災に関する意識・知識・技能を有する人材の育成を目的に、「みえ防災コーディネーター育成講座」を開講し、223人の「みえ防災コーディネーター」が誕生しました。また、災害時に被災地のニーズと現地に駆けつけたボランティア等のコーディネートを担当する人材の養成を目的に、「防災ボランティアコーディネーター養成講座」を開講し、197人の「防災ボランティアコーディネーター」を養成しました。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ○テレビやラジオによる防災番組の放送、県内各地での地震防災講演会の開催、県内全世帯への啓発冊子の配付、出前トークの実施、地震体験車の活用による啓発、啓発ビデオの製作など、様々な啓発活動を実施しました。しかし、県民の皆さんの地震への関心は90%を超えているものの、自助・共助の取組はまだ進んでいません。自助・共助の実践に結びつく啓発活動の実施が必要です。 ○自主防災組織の組織率は大きく向上しましたが、訓練等の実施率は約75%となっているため、自主防災組織のさらなる活性化が必要です。 ○「みえ防災コーディネーター」や「防災ボランティアコーディネーター」の養成は進みましたが、養成した人材が地域で効果的に活動できるよう、活動体制づくりが必要です。 ○津波による被害軽減のためのハード対策は、費用や時間もかかることから、計画的に取り組むとともに、津波避難に関するソフト対策についても、より効果的に取り組んでいく必要があります。 ○個人住宅の耐震化については、県として耐震診断や耐震化への支援制度を創設した結果、県内すべての市町が住民への補助制度を設けましたが、個人での取組が進んでいません。積極的に耐震化に取り組む正しい防災知識の普及や制度の周知など、一層の取組が必要です。
-----------	---

Ⅲ 災害時に迅速に対応できる体制づくり (27 アクション : 221 具体的なアクション)	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○三重県職員防災ハンドブックの改訂、災害配備体制マニュアルの更新、各種防災専門研修への職員派遣等を進めることによって、県の防災体制の充実強化をはかることができました。 ○定期的に図上訓練を実施し、その訓練結果の検証を通して、災害対策本部の体制強化や職員の災害対応能力の向上をはかることができました。 ○災害時要援護者対策では、県内2地区をモデル地区として、地域住民の参画を得ながら災害時要援護者避難対策に取り組み、「地域住民のための災害時要援護者避難対策マニュアル作成指針」等を作成して、市町・関係機関の取組を促進することができました。 ○地上系防災行政無線のデジタル化及び有線系ネットワークを整備し、情報通信の高度化・強化、使いやすさの向上により、災害時の情報通信手段の強化・充実をはかることができました。 ○孤立が懸念される東紀州地域において、広域防災拠点の施設整備に着手しました。 ○災害時における救助・救援や応急活動が円滑に実施できるよう、緊急輸送道路の整備に取り組んだ結果、県管理の緊急輸送道路の整備率は約76%、橋りょうの耐震化率は約75%となりました。また、落石危険か所については47か所を整備しました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における初動体制を迅速に実施するために、防災関係機関等と連携した実効性ある応急対策活動計画の整備が必要です。

	<ul style="list-style-type: none"> ○東紀州地域に引き続き、他地域においても「三重県広域防災拠点施設基本構想」に基づき、広域防災拠点の施設整備を進めていくことが必要です。 ○新たな課題として災害時要援護者や帰宅困難者への対応、孤立対策等新たな被害態様への対策について、多様な主体の連携・協働による地域ぐるみの支援体制の構築が必要です。 ○地域の災害医療体制を構築するために、医療従事者等の知識・技術の向上、医療機関、市町、消防、保健所等が連携した活動の仕組みづくりが必要です。 ○災害時における地域の孤立を防ぐとともに、救助・救援活動、物資輸送活動を円滑に実施できるよう、緊急輸送道路の一層の整備が必要です。
--	---

IV 安定した復旧復興に向けた体制づくり

(4アクション：18具体的なアクション)

成果	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の健康・こころのケア対策としては、「震災時保健師活動マニュアル」を作成し、被災者への健康、こころのケア訪問体制について整備することができました。また、こころのケアに対する人材育成においては、リスナー指導者を124名、リスナーを667名養成することができました。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の拡大を抑えるためのしくみづくりや、被災者の生活再建に向けたニーズを迅速に集約し、行政サービス、教育、ライフライン等の早期復旧に結びつけるための仕組みづくりなど、震災復興体制の整備が必要です。 ○早期復旧への備えとして、多くの企業において防災計画・事業継続計画（BCP）が作成されることが必要です。

2 取組の実績・成果と課題・今後の方向性（アクション別）

三重地震対策アクションプログラムの50のアクションごとに、実績・成果と課題・今後の方向性について取りまとめています。

（1）地震対策の推進基盤づくり

アクション1 地震対策推進体制の整備（具体的なアクション：9）

地震防災対策には完成はなく、また絶対ありません。いかに被害を最小限度に抑えるかが重要で、減災を基本とする計画の推進や自助意識の高揚が必要です。三重県を地震災害に強い県土とするため、地震対策推進体制の整備を行い、積極的に地震対策を推進します。

■実績・成果

○**三重県地震対策推進条例の制定、三重県地震対策会議や三重県市町村等地震対策協議会の設置など、地震対策の推進体制が構築できました。**

○三重県地震対策会議を平成16年度末までに9回、平成17年度は2回開催しました。また、平成18年度は幹事会を含め10回開催しました。

○三重県市町村等地震対策協議会を平成16年度末までに14回、平成17年度は3回開催しました。また、平成18年度は4回開催しました。

○防災担当組織の充実強化に向けて、平成16年度に防災危機管理局を設置し、平成18年には防災危機管理部としました。

○平成15年12月、県内全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、平成17年度末にはすべての市町村（合併直後の一部の市町を除く）で推進計画が作成されました。

○毎年防災会議を開催し、地域防災計画を見直しました。

○平成14年7月、県警察東海地震等大規模地震対策委員会が設置されました。

○地震対策緊急整備事業計画を、平成14～21年度の変更事業計画（平成17～21年度の計画を追加）としてとりまとめました。また、地震対策緊急整備事業計画の変更に伴い、地震防災緊急事業五箇年計画の修正を行い、ともに内閣総理大臣の同意を得ました。平成18年度は、第3次地震防災緊急事業五箇年計画を作成しました。

■課題・今後の方向性

○**行政や防災関係機関が連携した地震対策の推進体制は構築することができましたが、その体制を一層強化するとともに、県や市町と地域住民が連携・協働した地震対策の推進体制づくりが必要です。**

○危機管理体制の充実強化をはかるため、防災危機管理部（平成18年度から名称変更）と他部局との横断的な連携をより一層推進することが必要です。

○市町村合併後、東南海・南海地震防災対策推進計画が未作成の市町に対し作成を促進するとともに、広域災害が想定される東海地震、東南海・南海地震発災時に、国や市町、防災関係機関と連携した救助・救援活動や医療活動、緊急輸送活動等を定めた応急対策活動要領を策定することが必要です。

○平成16年3月に公布された三重県地震対策推進条例に対する県民の認知度は30%未満（「防災

に関する県民意識調査（平成 18 年度）」と低く、県民への防災意識の啓発が必要です。

アクション2 自助・共助・公助の役割分担の明確化（具体的なアクション：3）

地震対策を行政だけが進めるには限界があり、行政、県民や企業、NPO等が互いに連携して推進していくことが重要です。行政・地域・県民が一体となって地震対策を推進していくため、役割分担のあり方の検討や、自助・共助意識の普及啓発を行っていきます。

■実績・成果

○三重県防災危機管理関係機関連絡会議、三重県ライフライン企業等連絡協議会を設置するなど、防災関係機関との連携を強化することができました。

○平成 16 年度までに、ボランティアの各種団体や自主防災組織で構成する活性化検討委員会で検討を行いました。その他、行政、県民の役割について防災事業推進委員会および専門委員会で検討を実施し、そこでの意見を条例に反映しました。平成 17 年度には、前年の台風 21 号による豪雨災害等のボランティア活動の支援を検証し、県社協、日赤、ボランティア団体等とともに、ボランティア支援と役割の周知方法について検討し、多様な主体の連携による地域防災の推進に努めました。

○自助・共助意識の高揚をめざし、平成 14 年度から尾鷲市をはじめとする沿岸地域において住民参加による津波避難計画づくりに着手し、平成 18 年度末には計 240 地区で計画が策定されました。また、出前トーク、講師派遣を平成 15 年度に 103 回、平成 16 年度に 88 回、平成 17 年度に 80 回、平成 18 年度に 65 回実施しました。その他、自主防災組織を中心とした地域における防災訓練は平成 18 年度末で 2,680 組織が実施しています。平成 18 年度は、地域における災害時要援護者の避難計画づくり、避難所運営マニュアルの整備等を促進しました。

○地域防災推進協議会の設置については、平成 15 年度に桑名市、紀勢町で設置されており、平成 17 年度には東紀州、伊勢志摩、三河地区において地域防災ネットワーク会議等が設置されました。

■課題・今後の方向性

○三重災害ボランティア支援センターの仕組みの構築、ネットワークの拡大に向けて、多様な主体が担うそれぞれの役割を認識し、連携・協働をはかっていくことが必要です。

○新しい時代の公の下、自助・共助の自律的活動が必要です。

○地域防災ネットワークの活動によって地域の実状を把握し、実効性のある訓練につなげていくことが必要です。

アクション3 防災計画の目標の明確化（具体的なアクション：2）

地震対策を効率的・効果的に実施していくことが地震災害に強い県土みえを早期に実現するためには重要です。各種地震対策の達成目標や期限を明確にし、実施状況を管理・公表していくことで、実効的な地震対策を推進していきます。

■実績・成果

○三重地震対策アクションプログラムの進捗は、毎年の実績を把握し、進行管理を行いました。これにより、全庁的・総合的な地震対策を進めました。

○市町においては、平成 14 年度に鳥羽市が地震対策アクションプログラムを作成しました。

■課題・今後の方向性

○平成 18 年度は、三重地震対策アクションプログラムの実績とりまとめ、成果を検証するとともに、第 2 次三重地震対策アクションプログラムの策定に取り組みました。また、平成 17 年 3 月に中央防災会議で策定された「地震防災戦略」に対応する「三重県の減災目標」（県版「地震防災戦略」）をあわせて策定することが必要です。

○県全体の防災力向上に向け、市町に対し、地震対策アクションプログラムの策定を支援することが必要です。

アクション 4 地震調査研究の推進（具体的なアクション：3）

東海・東南海・南海地震等が発生した場合には、特に津波による被害が甚大であると予想されています。今後とも津波シミュレーション等によって、津波に対する危険性（到達時間や津波高さ、浸水域等）に関する情報を積極的に情報提供していきます。

また、震災に対する総合的、計画的な防災対策を推進するため、防災関係機関の相互の連携協力により、活断層調査をはじめとする各種調査研究を推進していきます。

■実績・成果

○津波シミュレーション、活断層調査、地震被害想定調査等、地震対策を進めていくうえで、必要な基礎データを蓄積することができました。

○平成 14～15 年度に津波シミュレーション、平成 15～16 年度には被害想定調査を実施しました。さらに、平成 17 年度には、伊勢湾断層帯による津波シミュレーションの実施や、主要活断層 4 断層帯による地震の被害想定を追加実施し、被害想定調査データブックを作成する等、調査・研究を継続して行いました。また、平成 16 年度には、石油コンビナートアセスメントを実施しました。

○平成 15 年 7 月、地震対策の迅速かつ的確な推進をはかることを目的に、産学官民の 25 名の委員による防災事業推進委員会を設立し、傘下には、大規模集客施設、観光地の避難対策、災害時要援護者の避難対策等の専門委員会を設置しました。

平成 15、16 年度には、各 3 回の委員会を実施し、専門委員会での成果の活用手法や防災啓発冊子等について検討しました。平成 17 年度は、委員会を 2 回開催し、第 2 次三重地震対策アクションプログラムの策定方針・緊急地域防災力推進事業・帰宅困難者事業対策・外国語版地震防災啓発冊子作成の基本方針・地震防災戦略・三重県シナリオ型地震被害想定調査・防災に関する県民意識調査等についての報告とあわせ、委員からの意見を伺いました。平成 18 年度は、第 2 次三重地震対策アクションプログラムと各事業に対する意見を各委員から伺いました。

○平成 14 年度に伊勢平野の地下構造の概略を把握し、平成 15 年度には伊勢平野北部で大深度物理探査を実施しました。平成 16 年度は伊勢平野中部から北部にかけ弾性波地震探査を行い、三次元的伊勢平野地下構造モデルを作成しました。さらに、国の地震調査委員会において「県内主要 6 断層」の評価が出そろったことを受けて、その評価をまとめたパンフレットを作成しました。

○活断層調査については、平成 17 年度に地域活断層調査委員会を 2 回開催し、県内の活断層に関

する現状課題や今後の方針について検討を行いました。また、名古屋大学大学院と「活断層の位置情報の整備に関する調査研究」に着手し、平成 17 年度には、北勢地域の活断層地図を整備しました。この共同研究を平成 18 年度も継続し、津及び松阪県民センター管内の活断層調査を行いました。

○平成 18 年度は、前年の地域活断層調査委員会での検討を踏まえ、政府の地震調査研究推進本部に対して「活断層調査の推進に関する要望」を行いました。

■課題・今後の方向性

○防災知識の普及・防災意識の啓発に、被害想定調査をはじめとした各種調査・研究等の結果を最大限に活用し、地域防災計画に反映するとともに、発災時初動体制の検討に生かしていくことが必要です。

(2) 防災力向上のための人づくり・まちづくり

アクション5 県民防災意識の普及啓発の促進（具体的なアクション：7）

県民一人ひとりの防災意識を高めることが三重県全体の防災力を高めることにつながります。県民一人ひとりが近い将来に起こると考えられる地震災害に対応できるようにするため、日頃から地震防災講座や防災研修の開催等により積極的に防災意識の普及啓発を行っていきます。

■実績・成果

○防災に関する意識・知識・技能を有する人材を育成することを目的に、「みえ防災コーディネーター育成講座」を開講し、223 人の「みえ防災コーディネーター」が誕生しました。また、災害時に被災地のニーズと現地に駆けつけたボランティア等のコーディネートを担う人材の養成を目的に、「防災ボランティアコーディネーター養成講座」を開講し、197 人の「防災ボランティアコーディネーター」を養成しました。

○平成 15 年度に、木曽岬町等 19 市町村にパンフレット・ハザードマップ等を配付しました。平成 16 年度には、住民意見を反映した分かりやすいマップづくりを指導し、緊急地域総合防災推進事業（総合補助金）を利用した 15 市町を含めた計 22 市町村、平成 17 年度には、7 市町で作成しました。

○シナリオ型被害想定を京都大学防災研究所と共同研究し、調査結果を取りまとめ、平成 17 年 3 月に公表しました。

○「防災に関する県民意識調査」を平成 14 年度から毎年 1 回定期的に実施しました。平成 17 年度には、社会的ニーズを反映し、帰宅困難者に関するアンケート調査も同時に行いました。

○防災知識の普及啓発をめざし、出前講座（出前トーク）や地震防災シンポジウム・講演会および防災フェアを実施しました。各年度における実施回数は以下のとおりです。

	出前講座（出前トーク）	地震防災シンポジウム	防災フェア
平成 14 年度	-	-	2 回
平成 15 年度	103 回	-	2 回
平成 16 年度	88 回	14 回	3 回
平成 17 年度	80 回	28 回	1 回
平成 18 年度	65 回	30 回	1 回

また、耐震診断・家具固定等に関する研修を実施しました。各年度における実施状況は以下の

とおりです。

	出前講座（出前トーク）	地震防災シンポジウム （講演会）	防災フェア
平成14年度	12回	-	-
平成15年度	パンフレット12万部作成	-	-
平成16年度	5回 耐震診断のCM 新聞広告を6誌（各2回）	開催 住宅耐震相談窓口を設置	開催 住宅耐震相談窓口を設置
平成17年度	5回	開催 住宅耐震相談窓口を設置	開催 住宅耐震相談窓口を設置
平成18年度	12回	開催 住宅耐震相談窓口を設置	開催 住宅耐震相談窓口を設置

- 在住外国人に対しては、平成15年度に防災説明会を3回開催し、平成16年度は4ヶ国語による地震対策啓発ビデオの作成、鈴鹿市での防災訓練、その他、市町村と在住外国人向け生活オリエンテーションを63回実施しました。平成17年度には、防災訓練を3回、中国からの研修生を対象とした防災研修を1回実施しました。また、避難場所等の防災情報等の生活オリエンテーションを85回実施しました。外国人向け地震防災ガイドブックも作成（ポルトガル語、英語、中国語、韓国語、スペイン語）しました。平成17年度には、四日市市及び鈴鹿市でブラジル人を対象とした研修を実施しました。
- 平成15年度に防災啓発車を導入し、地震体験車による啓発を295日実施しました。また、各防災関係機関や大学教授等の人材データの収集に努め、人材登録に着手しました。
平成16年度には、防災啓発車が県内全市町に出向き、300日間稼動しました。平成17年度には防災啓発車「そなえちゃん」を、平成18年度も防災啓発車「まもるくん」を導入しました。
また、みえ防災コーディネーター等の活動による市町の啓発支援を随時実施しました。

■課題・今後の方向性

- テレビやラジオによる防災番組の放送、県内各地での地震防災講演会の開催、県内全世帯への啓発冊子の配付、出前トークの実施、地震体験車の活用による啓発、啓発ビデオの製作など、様々な啓発活動を実施しました。しかし、県民の皆さんの地震への関心は90%を超えているものの、自助・共助の取組はまだまだ進んでいません。自助・共助の実践に結びつく啓発活動の実施が必要です。
- 「みえ防災コーディネーター」や「防災ボランティアコーディネーター」の養成は進みましたが、養成した人材が地域で効果的に活動できるよう、活動体制づくりが必要です。
- 被害想定調査結果における各種被害シナリオを基礎資料とし、地震災害時の県の応急対策に役立てることが必要です。
- 今後も、定期的に県民防災意識調査を実施し、防災に関する意識の共有をはかることが必要です。
- 耐震化の要素である耐震診断や家具固定等、住まいにおける身近な防災対策として、県民一人

ひとりがその必要性・重要性について認識を高めることが必要です。

○災害時要援護者対策として、外国人を対象とした取組を推進するため市町等へのより一層の働きかけが必要です。

アクション6 防災教育の効果的実践（具体的なアクション：3）

個人の災害対応能力の向上のため（特に子ども自身及び子どもを通じての家庭への防災意識啓発）、小中学校における特別活動の活用等により防災教育を実践していきます。自分のための防災教育から社会のための防災教育が根付くよう、意識の改革を支援していきます。

また、最近のIT（情報技術）の発展に伴い、パソコン・インターネットを使った防災教育も推進していきます。

■実績・成果

○平成 15 年度に小中高校生向けの防災教育用ビデオを作成し、平成 16 年度には県内の全小中学校、高等学校に配付しました。防災教育推進校における防災教育を、平成 14 年度は 1 校、平成 15 年度は 12 校、平成 16 年度は 27 校で実施しました。また、私立学校においても、「私立学校防災・危機管理研究会」を設置し、各校における防災教育の把握と、実施可能な体験型防災教育について調査・検討を行うとともに、平成 16 年度までに「私立学校地震防災マニュアルモデル」を作成し、周知に努めました。平成 17 年度には、防災教育推進校を 32 校（小学校 23 校・中学校 5 校・高等学校 2 校・養護学校 2 校）、平成 18 年度には、30 校（小学校 19 校・中学校 4 校・高等学校 7 校）を指定し、すべての指定校で防災教育を実施しました。指定校以外の各学校における取組についても必要に応じて指導・助言を行いました。

○パソコン・インターネットを使った防災教育（e-ラーニング）については、平成 16 年度までに教職員 57 名が「ネットDE研修」に参加しました。防災危機管理部では、防災教育に関するプログラムを開発しました。また、平成 17 年度には教職員 119 名が、平成 18 年度には教職員 95 名が「ネットDE研修」に参加しました。私立学校では学校訪問指導調査による防災教育の実施状況の聴き取り等に応じて指導・助言を行いました。

○災害史・災害経験の伝承等による防災教育の徹底をめざし、平成 16 年度までに災害史データベースの公開準備を進め、現在は平成 17 年度末までの災害を反映させた内容に更新しました。その他、新潟県中越地震、スマトラ沖地震の教訓を踏まえた地震啓発番組を制作・放映・ビデオ化しました。また、語り部を講師に招き、地震防災講演会を 3 回実施しました。

○平成 17 年度には、東京大学地震研究所と「地震・津波災害に関する教訓的事例の抽出及びとりまとめに関する調査研究」を実施し、古文書等の調査から三重県内における過去の強震動や津波による教訓事例を得ました。平成 18 年度は、東京大学との共同研究成果を啓発可能な形にした上で活用をはかりました。

○平成 17・18 年度には、過去の地震による津波浸水地点を示した津波記念碑等の調査を実施しました。平成 18 年度には、調査結果を啓発可能な形にした上で活用をはかりました。また、1944 年東南海地震による教訓事例を発掘しました。

■課題・今後の方向性

- 「防災に関する県民意識調査」結果によると、防災情報のメール配信の認知度が低く、ITを活用した地震対策の普及をはかっていくことが必要です。
- 学校における防災教育を推進し、家庭への防災意識啓発につなげていくことが必要です。

アクション7 県民自らによる防災行動（まちの危険認識や計画策定）の推進

（具体的なアクション：5）

自分たちが置かれた防災に関する環境を理解するためには、自分たち自身で地域の危険性を認識することが大切です。地域住民のタウンウォッチングによる防災マップの作成などを支援していきます。

最近では、地域コミュニティが崩壊しつつあると言われており、近所づきあいや地域でのイベントに参加するなどの地域ぐるみの活動を活性化することが地域防災力の強化につながります。地域住民自らによる行動計画や防災訓練を支援していきます。

■実績・成果

- 地域における自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の組織化に取り組んだ結果、県内の自主防災組織の組織率は90%を超えました。また、研修会を開催し4,809人の自主防災組織リーダーを養成しました。
- 平成15年度に津波浸水予測図を作成し、沿岸地域における津波避難計画の策定を促進した結果、240地区において津波避難計画が策定されました。
- 三重県職員防災ハンドブックの改訂、災害配備体制マニュアルの更新、各種防災専門研修への職員派遣等を進めることによって、県の防災体制の充実強化をはかることができました。
- 自主防災組織によるハザードマップは、平成15年度までに8市町村32地区（合併前）、平成16年度には10市町21地区、平成17年度には14市町74地区、平成18年度には2市で作成されました。
- 地域住民のタウンウォッチング等による防災マップは、平成15年度までに9市町村33地区、平成16年度には14市町26地区、平成17年度には14市町74地区、平成18年度には2市町10地区において作成されました。
- 地域住民・自主防災組織による防災訓練等は、平成15年度までに7市町村（合併前）、平成16年度は10市町村、平成17年度は16市町村で実施されました。また、自主防災リーダー養成等の防災講座も3市町で開催されました。
- 三重県地震対策推進条例の中で、県民防災行動指針に係る基本的な事項を規定し、「地震防災ガイドブック」に掲載して、平成17年度に県内全戸配付しました。

■課題・今後の方向性

- 自主防災組織の組織率は大きく向上しましたが、訓練等の実施率は約75%となっているため、組織の活性化が必要です。

アクション8 効果的な津波被害予防対策の促進（具体的なアクション：6）

東海・東南海・南海地震の際には、東紀州地域や南勢志摩地域を中心に、津波被害の発生する可能性が高いと予想されています。津波被害を未然に予防するための堤防・防潮堤・水門等の津波被害軽減対策、いち早く住民に津波情報を伝えるための情報伝達システムの整備、迅速な避難のための避難関連施設の整備を推進していきます。

■実績・成果

○津波被害軽減のハード対策である堤防・防潮堤・水門の整備実績は以下のとおりです。

	農水商工部	県土整備部	累計
平成14年度	416m	1,344m	4,416m (88.3%)
平成15年度	642m	593m	
平成16年度	576m	845m	
平成17年度	500m	700m	5,616m (112.3%)
平成18年度	484m	425m	6,525m (130.0%)

○水門の自動化（遠隔操作）の整備実績は以下のとおりです。

	農水商工部	県土整備部	累計
平成15年度	4門	3基	71基16門
平成16年度	4門	11基	
平成17年度	6門	25基	
平成18年度	2門	32基	

○毎年2回の国家予算要望の際に、東南海・南海地震に係る予知体制の確立と地震・津波情報の精度向上・迅速化等を要望した結果、平成17年度から熊野灘において、気象庁によりケーブル式海底地震計の設置が進められています。また、平成18年度から4年間の計画で、文部科学省の新規事業により、地震・津波観測監視のための海底ネットワークシステムが熊野灘沖に敷設される予定です。

○津波情報伝達・警報システムの整備は、平成16年度までに東海地震防災対策強化地域内で未整備の7市町村、平成17年度には同地域内の3市町に対して施設整備を要請しました。

○公園・緑地等オープンスペースを含む避難場所、避難路の整備実績は以下のとおりです。

	県土整備部	農水商工部	環境森林部	防災危機管理部
平成14年度	急傾斜地崩壊対策事業で避難場所の保全 8か所整備済	防災空地整備 2,100㎡	-	-
平成15年度	急傾斜地崩壊対策事業で避難場所の保全 1か所整備済	-	-	-
平成16年度	急傾斜地崩壊対策事業で避難場所を保全 1地区	避難広場を整備 1か所380㎡ 避難路を整備 2.1km	山地災害危険地区対策 21か所 避難路・避難地の安全対策 12か所	緊急津波ステーション事業1市1町の津波避難ビル整備補助 2か所 避難路整備補助 56か所

平成17年度	(都市公園関係) 県事業 国補2か所 県単2か所 市町村事業 13か所 河川局所管布施田 地区海岸、片田 地区海岸 避難階段補強 計2地区海岸 (2か所) 急傾斜地崩壊対策 事業で避難場所を 保全 迫間浦3地区 (南伊勢町)	伊勢2地区 整備延長1.2km 錦漁港 整備面積150m ²	山地災害危険 地区対策 12か所 避難路・避難 地対策 17か所 計29か所	津波避難施設補 助1市1町 5か所 避難路整備事業 補助45か所
平成18年度	(都市公園関係) 県事業 国補2か所 県単2か所 市町村事業12か所 急傾斜地崩壊対策 事業で避難場所を 保全 木谷地区 (南伊勢町) 御座地区 (志摩市) 泊東地区 (志摩市) (港湾海岸室) 有馬地区海岸に避 難階段整備	-	山地災害危険 地区対策 22か所 避難路・避難 地対策 16か所 計38か所	津波避難施設補 助2市1町 4か所 避難路整備事業 補助60か所

○避難誘導標識、警告看板の設置実績は以下のとおりです。

	県土整備部	農水商工部	環境森林部	防災危機管理部
平成15年度	海岸に警告看板を 設置(面整備) 11地区(相差地区)	避難誘導標識 1枚設置 警告看板 1基	避難誘導標識 2基(熊野市) 警告看板 1基(熊野市) 設置	市町村の避難誘 導標識設置費用 補助 483避難所
平成16年度	海岸に警告看板を 設置(面整備) 2地区	避難誘導標識 2枚設置	-	津波警告看板 4か所補助
平成17年度	道瀬地区海岸 1地区	避難誘導標識 4枚設置	-	市町の避難誘導 標識設置補助 146避難所
平成18年度	-	-	-	市町の避難誘導 標識の設置補助 62避難所

■課題・今後の方向性

- 津波による被害軽減のためのハード対策は、費用や時間もかかることから、計画的に取り組むとともに、津波避難に関するソフト対策についても、より効果的に取り組んでいくことが必要です。

アクション9 津波避難対策の促進（具体的なアクション：6）

津波による人的被害を軽減するためには、津波危険地域の住民や観光客等の迅速な対応が重要で
す。津波危険地域では、迅速な指定避難場所への避難が行われるよう、避難場所・避難経路の整備
や、避難所情報の周知、避難誘導體制の見直しなどを進めていきます。特に、高齢者や災害時要援
護者への避難誘導體制を早期に整備していきます。

■実績・成果

- 平成 15 年度に津波浸水予測図を作成し、沿岸地域における津波避難計画の策定を促進した結果、240 地区において津波避難計画が策定されました。
- 災害時要援護者対策では、県内 2 地区をモデル地区として、地域住民の参画を得ながら避難対策に取り組んだ結果、「地域住民のための災害時要援護者避難対策マニュアル作成指針」等を作成し、市町・関係機関の取組を促進することができました。
- 地上系防災行政無線のデジタル化及び有線系ネットワークを整備し、情報通信の高度化・強化、使いやすさの向上により、災害時の情報通信手段の強化・充実をはかることができました。
- 避難ビルの利用については、平成 15 年度に他県の協定締結事例を入手し、平成 16 年度には、尾鷲市内の 2 民間事業者と津波避難ビルに関する協定を締結した他、平成 17 年度までに、紀伊長島町・鳥羽市・阿児町・二見町地内・熊野市・御浜町で協定が実現しました。また、県内の市町が N T T ビルの屋上部分を津波避難場所として協定を結ぶことができる「確認書」を取り交わしました。
- 住民・観光客への避難場所・避難所の周知徹底をはかるため、平成 16 年度までに「大規模集客施設、観光地における避難対策検討委員会」を設立し、避難誘導標識の設置について検討しました。（参照：アクション 8）
- 平成 17 年度までに、県観光連盟を通じて市町村・観光協会および事業者等の計 241 団体に宛て、「地震防災応急計画策定に関する啓発文書」を発信しました。また、鳥羽市（2 回）、志摩市（8 回）において観光客避難対策ワークショップを開催し、避難誘導體制の見直しや迅速な対応について協議しました。平成 18 年度は、志摩市国府海岸を対象に、観光客避難対策ワークショップを開催しました。
- 介護支援者の確保等を含め、災害時要援護者の避難誘導體制の確立に向け、三重大学と共同で、「災害時要援護者避難対策に関する研究」を実施しました。鳥羽市今浦地区、四日市市富州原地区をモデル地区として住民参加のワークショップを開催し、平成 17 年度までに「地域住民における災害時要援護者の避難対策の手引き」、「地域住民のための災害時要援護者避難対策マニュアル作成指針」および「地域住民のための災害時要援護者避難対策マニュアル作成手引き」が完成しました。

○津波情報の迅速な伝達体制の構築に向けた取組は以下のとおりです。

防災行政無線	平成 15 年度に、県から市町に対して情報伝達を行うための県防災行政無線の再整備に着手しました。翌年には県内 29 市町全てにおいて同報無線または地域防災無線が整備されました。
IT を活用した情報発信	平成 14 年度に、防災情報提供プラットフォーム整備事業に着手しました。翌年ホームページ「防災みえ.jp」と携帯電話用 Web サイトを開設し、メール配信による地震・津波情報等の情報伝達を開始しています。平成 17 年度には「防災みえ.jp」の英語版サイトも開設しました。平成 18 年度は、「防災みえ.jp」のポルトガル版サイトを作成しました。
放送（テレビ・ラジオ）	平成 17 年度に、熊野市との連携によりケーブルテレビによる情報提供の実験準備を開始しました。「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する三重県連絡会」を新たに設置し、放送事業者との連携強化に努めました。

■課題・今後の方向性

- 今後も、津波避難ビルとして利用可能な建物については、管理者との協議を促進していくことが必要です。
- 「防災に関する県民意識調査（平成 18 年度）」の結果によると、県民がテレビ等の一般大衆向けに発信される媒体等によって避難を判断する傾向があることから、放送事業者との連携強化をはかっていくことが必要です。
- 少子高齢化等の社会経済動向、過去の災害による教訓を踏まえ、災害時要援護者の避難誘導体制の早期整備が必要です。

アクション 10 個人住宅の耐震化の促進（具体的なアクション：7）

阪神・淡路大震災の事例を見ると、老朽化した旧耐震基準の木造建物については大規模地震時に被害を受ける可能性が高いと考えられます。建物被害を最小限に減らすため、建物の耐震診断・補強の支援や、家具類の転倒防止対策の推進、相談窓口の充実等を実施していきます。また、耐震化を進めるための仕組みづくりについても検討していきます。

■実績・成果

- 平成 17 年度までに、耐震診断・耐震補強に関するもの（平成 14 年度）、家具固定に関するもの（平成 15 年度）の耐震化促進パンフレットを作成しました。また、「耐震診断マニュアル」、「耐震補強マニュアル」および「住民向け耐震補強マニュアル」（平成 16 年度）を作成しました。平成 18 年度には耐震化促進の普及啓発に向けたパンフレットを作成しました。
- 人材養成については、住宅改修アドバイザー研修会を開催し、平成 16 年度 125 名、平成 17 年度は 150 名、平成 18 年度は 122 名の方が受講しました。
- 耐震化の必要性の普及のため取組（活動）状況は以下のとおりです。

	出前トーク・語り部活動支援等	市町村連絡会議	耐震コーディネーター養成研修会
平成 14 年度	出前トーク（3回） 語り部活動（14名）	-	-

平成 15 年度	出前トーク (3回) 語り部活動 (3名)	3 回	-
平成 16 年度	出前トーク (5回) 語り部活動 (2名)	4 回	4 回 (31 名養成)
平成 17 年度	・出前トーク (5 回) ・住宅耐震キャンペーン (県内 5 デパート) ・津祭り啓発ブース出展 ・テレビ、ラジオ、CATV等で 制作した啓発番組を放送	3 回	4 回 (31 名養成)
平成 18 年度	・出前トーク (12 回) ・テレビ、ラジオ等で制作した啓 発番組を放送	4 回	4 回 (31 名養成)

○木造住宅の耐震診断及び耐震補強について、それぞれ 13,878 戸、319 戸に対する支援を実施しました。

	耐震診断 (支援)	耐震補強 (支援)
平成 14 年度	2 町 165 戸	実績なし
平成 15 年度	56 市町村 3,628 戸	実績なし
平成 16 年度	45 市町 4,018 戸	20 市町 41 戸
平成 17 年度	29 市町 3,064 戸	14 市町 120 戸
平成 18 年度	29 市町 3,003 戸	29 市町 158 戸

○平成 15 年度には無料耐震診断を県内全域に拡大し、耐震補強補助制度を創設し住宅の耐震化に係る費用の軽減をはかるとともに、安価な補強技術についての研究を行いました。

○耐震化にかかる相談窓口を充実させるため、平成 17 年度には県庁や地域機関に限らず市町や木造住宅耐震促進協議会においても常時相談に応ずる体制を整えました。また、各種イベントでも個別相談に応じる等の対応策を実施しました。

○専門家養成のため木造住宅耐震促進協議会による耐震診断等の講習会を後援しました。

	耐震診断講習会	伝統工法耐震診断講習会	耐震補強講習会
平成 14 年度	3 回	-	-
平成 15 年度	2 回	3 回	-
平成 16 年度	1 回	1 回	2 回
平成 17 年度	1 回	1 回	-
平成 18 年度	3 回	-	-

○非木造建築物の耐震診断補助については、平成 16 年度 35 棟、平成 17 年度 19 棟、平成 18 年度 15 棟の補助を行いました。

■課題・今後の方向性

○個人住宅の耐震化については、県として耐震診断や耐震補強への支援制度を創設した結果、県内すべての市町が住民への補助制度を設けましたが、個人での取組が進んでいません。積極的に耐震化に取り組む正しい防災知識の普及や制度の周知など、一層の取組が必要です。

○耐震補強技術に関する産学官の取組を継続していくことが必要です。

○「防災に関する県民意識調査 (平成 18 年度)」の結果からも、住まいの地震対策が進んでいるとは言えません。家具類の固定状況は「固定していない」が 50%以上となっています。耐震化の必要性について普及啓発が必要です。

アクション 11 県・市町村有施設等の耐震化の促進（具体的なアクション：6）

災害対策の拠点となる県庁・市町村役場や警察署・消防署等の公共施設の中には十分な耐震性を有していない建物もあります。災害時の迅速な災害対応のため、早急かつ計画的に耐震化を推進していきます。また、建物だけでなく、建物内の情報機器等の各種設備についても耐震化措置を実施していきます。

また、文化財施設や県民が多く利用する施設について耐震化を実施していきます。

■実績・成果

- 平成 14 年度以降、三重県本庁舎・桑名庁舎・四日市庁舎・熊野庁舎の耐震化を実施しました。
- 平成 18 年度には、三重県勤労者福祉会館の耐震化およびバリアフリー改修工事に着手しました。
- 警察署・交番・駐在所の耐震化状況は以下のとおりです。

	警察署（耐震化工事）	交番（建替）	駐在所（耐震据置金庫を整備）
平成 14 年度	1	2	-
平成 15 年度	2	2	44
平成 16 年度	2	6	38
平成 17 年度	2	-	4
平成 18 年度	1	3	-

- 消防署の耐震化については、平成 14 年度に熊野消防本部が耐震化されました。平成 18 年度からは、志摩広域消防本部の耐震化に取り組んでいます。
- 公営住宅等の耐震化状況は以下のとおりです。

	県営住宅	市町営住宅
平成 14 年度	2 団地 2 棟（用途廃止）	1,074 棟（耐震診断）
平成 15 年度	1 団地 1 棟（耐震補強）	
平成 16 年度	1 団地 1 棟（用途廃止）	
平成 17 年度	1 団地 1 棟（耐震補強）	5 棟（耐震診断）
平成 18 年度	2 団地 2 棟（用途廃止）	3 棟（耐震診断）

- 各防災拠点における情報設備機器類等の耐震化対策として、新設時の固定を実施しました。
- 平成 11 年度以降、国庫補助による重要文化財「専修寺御影堂」建造物保存修理を行い、基礎・構造等の補強を実施し、平成 18 年度には構造的な工事は概ね終了しました。
- 集客施設の耐震化は、平成 14 年度に鈴鹿スポーツガーデンのガラス飛散防止フィルムの貼付をはじめ、平成 16 年度は同施設観覧席の補強、平成 17 年度は屋内外清涼飲料水自販機の転倒防止（鈴鹿スポーツガーデン 18 台・県営総合競技場 4 台）を行いました。

■課題・今後の方向性

- 住まいにおける家具類の固定と同様に、耐震化の必要性について普及啓発が必要です。
- 県有建築物の耐震化計画に従って、着実に耐震化を進めることが必要です。
- 市町村有施設を計画的、効率的に耐震化していくため、市町において「耐震改修促進計画」の策定を促進することが必要です。

アクション 12 医療機関の耐震化の促進（具体的なアクション：3）

大規模地震時には県内各地において多くの負傷者が発生する事態が予想されます。こうした事態に対する医療活動の拠点である医療機関において迅速な医療措置が実施することができるように、災害拠点病院をはじめとする病院・診療所等の建物や各種医療設備の耐震化を実施していきます。

■実績・成果

- 災害拠点病院等の耐震化をめざし、平成 15 年度に医療機関の耐震診断・耐震補強等の費用についての補助制度を検討し、平成 16 年度から 18 年度までの3か年で、耐震診断 11 件、耐震補強工事 3 件の補助を実施しました。
- 平成 16 年度までに災害拠点病院（8 病院）の耐震診断はすべて終了し、うち 3 病院では全棟において耐震化を完了しました。残る 5 病院についても、一部耐震化が実施されました。平成 18 年度は、鈴鹿中央総合病院のヘリポート整備を支援しました。
- 災害拠点病院、災害時に地域の拠点となる医療施設は 48 施設あり、このうち耐震化が完了、または耐震診断が終了している施設は 35 施設となりました。

■課題・今後の方向性

- 今後も、医療機関において耐震化の必要性や補助事業制度（耐震診断補助事業・耐震設計補助事業・耐震補強補助事業・自家発電装置補助）の周知をはかり、耐震化の普及啓発が必要です。

アクション 13 学校・福祉施設の耐震化の促進（具体的なアクション：5）

災害時には避難所となる場合が多い学校等の中には十分な耐震性を有していない建物もあります。早期に耐震化計画を作成し、学校等の校舎・体育館及び学校内設備の耐震化を実施していきます。

また、災害時要援護者の介護の場・一時避難の場となる社会福祉施設においても、耐震化を推進していきます。

■実績・成果

- 平成 18 年度末の耐震化率（棟数）は、県立学校 85.8%・市町立小中学校 84.2%・市町立幼稚園 74.4%となっています。平成 18 年度は、県立学校 13 校 14 棟の耐震補強を実施しました。
- 平成 16 年度には、すべての県立学校においてロッカー等の学校設備に転倒防止器具が取付けられました。
- 県立学校（全 76 校）の避難通路部分のガラス飛散防止対策をはかるため、耐震補強・内部改修工事を、平成 16 年度は 10 校 18 棟、平成 17 年度は 11 校 13 棟、平成 18 年度は 13 校 14 棟において実施しました。
- 私立学校においても、平成 14 年度以降、耐震診断・耐震補強が進められました。
- 平成 15 年度に、避難所に指定されている約 160 の社会福祉施設に対する耐震補強等の補助制度を検討し、平成 16 年度に県単補助制度（耐震補強と建替を対象）を創設しました。平成 17 年度は県内の 2,307 の社会福祉施設を対象に耐震化状況調査を実施し、回答を得た社会福祉施設

の耐震化率は67.3%でした。

■課題・今後の方向性

- 私立学校や社会福祉施設などの特定建築物については、所有者に耐震診断・耐震改修の必要性を普及啓発していくことが必要です。
- 小中学校の、設備の転倒防止およびガラス飛散防止対策を促進していくことが必要です。

アクション 14 公共土木施設の耐震化の促進（具体的なアクション：3）

道路施設や河川・海岸施設、漁港・港湾施設といった公共土木施設は、災害時には避難活動、救助活動、緊急輸送等において大きな役割を果たします。災害時の応急活動を迅速・円滑に実施するため、重要な公共土木施設の耐震化を推進していきます。

■実績・成果

○道路施設の耐震化（整備）状況は以下のとおりです。

	緊急輸送道路	緊急輸送道路の 落石危険か所	街路事業	橋梁補強
平成14年度	整備率75.5%	21か所整備	8か所整備	進捗率69.2%
平成15年度				
平成16年度	整備率83.8%	6か所整備	8か所整備	
平成17年度	整備率75.5%	9か所整備	8か所整備	進捗率74.1% (19橋整備)
平成18年度	整備率75.5%	11か所整備	6か所整備	進捗率74.9% (22橋整備)

○海岸施設等の耐震化（整備）状況は以下のとおりです。

	農水商工部	県土整備部
平成14年度	堤防を整備 630m	海岸の耐震化整備 2,390m (進捗率61.3%)
平成15年度		
平成16年度		
平成17年度	高潮対策 堤防工L=208m	海岸の耐震化整備 累計3,059m (累計進捗率78.4%)
平成18年度	高潮対策 堤防工L=264m	耐震化整備 5箇年累計3,721m

○漁港、港湾における耐震強化岸壁の整備を行いました。

■課題・今後の方向性

- ハード面の整備は、計画的な推進が必要です。

アクション 15 地震災害に強いまちづくりの促進（具体的なアクション：13）

大規模地震災害時には地震動・津波やそれによる建築物被害などの物的被害によって都市機能が麻痺する可能性があり、都市の被害が応急対策活動や復旧活動への障害となることも想定されます。県全体を地震災害に強い、壊れない燃えない安全なまちにするため、耐震化・不燃化、緑化等の対策を推進していきます。

また、宮城県沖地震の際にはブロック塀の転倒によって多くの人的被害が発生していることから、ブロック塀については補強や生垣化を促進していきます。

■実績・成果

○平成 16 年度に、県内全 27 の都市計画区域において「都市計画区域マスタープラン」を決定しました。平成 18 年度は、多気町において都市計画区域及び都市計画区域マスタープランを新規決定しました。

○砂防設備等による安全対策は、以下の状況となっています。

	環境森林部 (H13～H17)	農水商工部	県土整備部
平成 13 年度	157 か所	ため池整備 3 地区完了	土砂災害保全率 22.9%
平成 14 年度		ため池整備 7 地区完了	
平成 15 年度		ため池整備 7 地区完了	
平成 16 年度	62 か所（進捗率 97%）	ため池整備 6 地区完了	土砂災害保全率 23.4% 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり事業等 計 130 か所
平成 17 年度	46 か所	ため池整備 6 地区完了	土砂災害保全率 23.9% 砂防事業 50 か所 急傾斜地崩壊対策事業 28 か所 地すべり対策事業 1 か所 砂防激甚災害対策特別緊急事業 10 か所 地すべり激甚災害対策特別緊急事業 2 か所 県単事業 27 か所
平成 18 年度	-	ため池整備 継続実施 地すべり対策 1 地区完了	砂防事業 45 か所 急傾斜地崩壊対策事業 22 か所 地すべり対策事業 1 か所 砂防激甚災害対策特別緊急事業 11 か所 地すべり激甚災害対策特別緊急事業 2 か所 県単事業 19 か所

○狭隘道路の解消・消防活動困難区域の解消・老朽木造住宅の建替等については、15年7月に国土交通省が公表した「重点密集市街地」に該当する県内 5 市町 6 地区について現地調査を行いました。平成 17 年度には、学識経験者や住民を含む検討会の開催を踏まえ、「密集市街地整備基本方針」を策定しました。

○土地区画整理事業を桑名駅西地区、末永本郷地区、津駅前北部地区において実施しました。

○避難路沿いの落下物等対策（山地災害危険地区の整備）状況は以下のとおりです。

	環境森林部
平成 15 年度	67 か所
平成 16 年度	87 か所
平成 17 年度	126 か所
平成 18 年度	124 か所

○平成 16 年 3 月に公布した「三重県地震対策推進条例」に、ブロック塀等の耐震化について規定し、翌年、ブロック塀の安全対策に関するパンフレットを作成・配付しました。

○自動販売機の耐震化に向けた取組として、平成 15 年度に清涼飲料業界と交渉を開始し、翌年、一部たばこ事業者を含めて転倒防止対策にかかる合意に至りました。平成 17 年度には、対象自販機数約 21,700 台（別途たばこの自販機 2,800 台）に対し、約 20,300 台（別途たばこの自販機 1,800 台）にアンカー止めを行いました。

■課題・今後の方向性

○都市の健全な発展のために、都市計画区域の見直しを継続して実施し、適正な土地利用を誘導していくことが必要です。

○市町が、全体的なまちづくりにおいて、密集市街地の整備方針を位置づけるとともに、まちづくり委員会等により、地域住民や専門家とともに密集市街地の改善を進めていくことが必要です。

○密集市街地の改善に向けて、手法や事例等を研究し、普及啓発することが必要です。

○自動販売機の転倒防止対策について、酒・たばこ自動販売機業界等の未交渉の団体や事業者および個人所有自動販売機に対しても働きかけが必要です。

アクション 16 ボランティア活動の充実強化（具体的なアクション：11）

行政対応力を超えるような大規模災害時には防災ボランティアによる活動が重要となります。防災ボランティアコーディネーターの育成やボランティアネットワークの充実、ボランティア活動拠点の整備、受入・派遣体制の整備等によって、災害時のボランティア活動を支援していきます。

■実績・成果

○防災ボランティアコーディネーターの育成講座を社会福祉協議会と協働で実施しました。

	防災ボランティアコーディネーター（参加者）
平成 14 年度	24 名
平成 15 年度	32 名
平成 16 年度	23 名
平成 17 年度	33 名
平成 18 年度	25 名

また、ボランティアの参加機会の拡充をはかるため交流会を開催しました。その他日本赤十字社・NPOを含む防災ボランティア団体等多様な主体間の連携をはかるとともに、「みえ災害ボランティア支援センター」の設置についてそのあり方を検討しました。平成 16 年 9 月の台風 21 号の災害支援時には、実際に「みえ災害ボランティア支援センター」を設置し、役割分担をはかることができました。平成 18 年度は、これらの連携に関する協定を締結しました。

○ボランティア活動拠点における情報通信インフラの整備として、平成 17 年度にアスト津のNP

- 室に配備している県防災行政無線の携帯無線機を、固定無線機に更新しました。平成 18 年度より新しい防災通信ネットワークの運用を開始しました。
- 平成 16 年度以降、外国人防災ボランティアに係る連携体制整備のための会議を開催し、通訳ボランティアの連携体制づくりについて検討しました。

■課題・今後の方向性

- 災害時の応急・回復時の対応に備え、平常時からのネットワークを強化・拡大・充実させていくことが必要です。
- 大規模災害時の個別のボランティア活動は、有効に機能しないだけでなく、混乱を生じることにもなりかねません。発信する情報の一元化をはかっていくことが必要です。
- 災害時要援護者等には、高齢者・障がい者・外国人・乳幼児・妊婦・観光者等が挙げられます。関係団体との協働により多様なニーズの把握に努め、災害時のボランティア活動・派遣体制等の整備を支援することが必要です。

アクション 17 自主防災組織の活性促進（具体的なアクション：8）

「自分たちのまちは自分たちで守る」を基本に、地域及び事業所単位で防災力を高めるため、自主防災組織の結成を促進するとともに、効果的に地域活動を実践していくリーダーの育成を支援していきます。また、防災訓練等の実施を啓発していくとともに、自主防災活動が円滑に実施できるよう、支援を行っていきます。

■実績・成果

- 平成 15 年度には産学官民で「自主防災組織活性化検討委員会」を設立し、平成 16 年度「自主防災リーダーハンドブック」2,000 部を参加者に配付しました。また、同ビデオ編を作成（VHS250 本、DVD80 枚）し、市町・消防本部等に配付しました。

	自主防災組織リーダー研修会（参加者）
平成 14 年度	786 名
平成 15 年度	654 名
平成 16 年度	824 名
平成 17 年度	1,235 名
平成 18 年度	1,310 名

- 自主防災組織による訓練の実施状況は以下のとおりです。

	訓練実施率
平成 14 年度	-
平成 15 年度	74%
平成 16 年度	76%
平成 17 年度	67%
平成 18 年度	75%

- 自主防災組織活性化促進事業補助金により、市町に自主防災組織の防災資機材整備に対して助成しました。その結果、平成 18 年度には、自主防災組織の防災資機材保有率は 95.5%となりました。

■課題・今後の方向性

○自主防災組織の組織率は大きく向上しましたが、訓練等の実施率は約 75%となっているため、組織の活性化が必要です。

○「防災に関する県民意識調査（平成 18 年度）」によると、「自主防災組織の活動をさらに高めるためには、県や市町はどのようなことをすれば良いと思いますか」の問いに対して、「自主防災組織の活動内容をもっと住民にPRする」という回答が約 50%となっており、自主防災組織の活動内容のPRを行うことが必要です。

アクション 18 企業防災の促進・民間活力の活用（具体的なアクション：10）

企業施設等の被災により、生産能力の低下や資産の喪失といった被害や物資輸送機能等に支障が発生するおそれがあります。大規模震災時には企業は地域への貢献も期待されています。施設の耐震化や備蓄促進によって企業における従業員・顧客の安全確保を実施するとともに、防災訓練や地域防災活動への参加による企業の地域活動を支援していきます。

■実績・成果

○地震防災応急計画書および地震防災対策計画（書）の届出率は、平成 17 年度現在で、それぞれ 87.0%（3,252/3,738 事業者）、86.0%（3,259/3,789 事業者）となっています。平成 18 年度に強化地域の範囲が拡大されたことを受け、新たに生じる作成義務付け分について指導を行いました。

○「三重県地震対策推進条例」のパンフレット配付により、企業内備蓄の促進に努めました。

○平成 16 年度に、県内事業所約 1,200 社を対象に企業防災力診断調査を実施し、約 570 社の回答を得て、状況分析を行いました。

○企業防災訓練・防災教育の推進および地域防災活動への参加促進に向けて、平成 15・16 年度に企業防災担当者による図上訓練を行いました。また、三重県ライフライン企業等連絡協議会と県災害対策本部との情報伝達訓練を実施しました。

○応急復旧活動期の連携の促進に向けて、平成 14 年度に三重県商店街振興組合連合会と災害等の情報連絡体制を確認し、以降体制の更新を実施しました。

○平成 16 年度に、県単融資制度（地震対策資金）を創設し、平成 17 年度から融資対象を拡充しました。

■課題・今後の方向性

○工場など企業施設の特定建築物については、所有者に耐震診断・耐震改修の必要性を普及啓発していくことが必要です。

○今後も、三重県ライフライン企業等連絡協議会の活動を通じて連携強化をはかることが必要です。

○企業防災力診断調査の結果を踏まえて、企業に対して、防災力向上について啓発を行うことが必要です。

○企業の参画も含めた地域防災ネットワークの構築が必要です。

アクション 19 危険物等対策の促進（具体的なアクション：6）

本県は石油コンビナート地域等に危険物施設を有するなど、大規模地震災害時には被害のおそれがあります。地域の安全・安心を確保するため、石油コンビナート等防災計画防災アセスメントの見直し、危険物施設の耐震化や保安検査、講習会などの安全対策を充実していきます。

■実績・成果

- 平成 16 年度の三重県石油コンビナート防災アセスメント調査結果を踏まえ、平成 17 年度にコンビナート等防災計画を修正しました。
- 高圧ガス施設の耐震化は、平成 17 年度の許可・完成検査時の確認により、100%耐震基準を満たしました。また、コンビナート地域の耐震設計設備実体調査を実施し、設計諸元の確認を行いました。
- 事業所ハザード低減講習会を開催し、企業の自主保安の徹底に努めました。平成 16 年度に 2 回、17 年度に 4 回実施し、受講者総数はそれぞれ 272 名、403 名でした。平成 18 年度は 4 回開催し、受講者総数は 352 名でした。
- 危険物等施設への立入検査・保安検査実施状況は以下のとおりです。

	立入検査・保安検査
平成 14 年度	399 件
平成 15 年度	407 件
平成 16 年度	456 件
平成 17 年度	409 件
平成 18 年度	421 件

- 危険物等施設の安全管理者に対する講習会実施状況は以下のとおりです。

	危険物講習会	高圧ガス講習会
平成 14 年度	20 回 (3,522 名)	5 回 (352 名)
平成 15 年度	20 回 (3,683 名)	5 回 (329 名)
平成 16 年度	20 回 (3,654 名)	5 回 (344 名)
平成 17 年度	21 回 (3,664 名)	5 回 (279 名)
平成 18 年度	20 回 (3,928 名)	5 回 (372 名)

- 平成 12 年度に作成した毒物・劇物重点監視施設における事故処理マニュアルを、平成 14 年 10 月に一部改正しました。

■課題・今後の方向性

- 今後も、継続して安全対策の充実をはかっていくことが必要です。

(3) 災害時に迅速に対応できる体制づくり

アクション 20 防災に関する人材育成（具体的なアクション：6）

地域における防災活動を円滑に実践していくためには、防災に関する一定の知識を持った人材や災害時に地域に貢献できる人材の育成を推進する必要があります。防災エキスパートや通訳ボランティア等の人材の育成、防災人材バンクの設置、防災OBの活用等を実施していきます。

■実績・成果

- 防災に関する一定の知識を持った防災エキスパート等、近隣住民やNPO等との連携に貢献できる人材育成体制の整備として、県消防学校内に「防災教育センター」を設置しました。みえ防災コーディネーター育成講座による認定状況は以下のとおりです。

	みえ防災コーディネーター
平成 16 年度	85 名認定
平成 17 年度	64 名認定
平成 18 年度	74 名認定

○平成 17 年度には、通訳ボランティア等の育成に向けて、(財)三重県国際交流財団の語学ボランティア登録者を対象に災害時通訳ボランティア養成研修会を開催しました。

○防災関係機関のOB職員を「防災啓発員」として 4 名採用し、普及啓発活動を行いました。

■課題・今後の方向性

○地域における防災活動を円滑に実践していくため、今後も防災に関する人材育成を実施し、あわせて消防職員等への訓練および自治体職員に対する防災研修を行い、防災対策に率先して取り組むよう意識の向上をはかっていくことが必要です。

アクション 21 行政対応力の向上(具体的なアクション：8)

大規模地震が発生した場合に、迅速な防災活動を実施するためには、高度な防災知識を持ち、自立率先して活動できる行政対応力を養う必要があります。防災・危機管理教育、防災研修等によって、県・市町村のトップマネジメント層及び防災担当者の災害時対応能力を伸ばすとともに、一般職員においても防災知識・行動基準等の周知徹底をしていきます。また、防災に関する最新の知識を修得するため、大学・研究機関との連携を強化していきます。

■実績・成果

○平成 15 年度以降、危機管理トップセミナーを開催しました。平成 18 年度も 3 回開催しました。

○職員研修・訓練体系の確立をめざし、新規防災担当者専門研修・新規採用職員防災研修、マネージャー研修・トップセミナー・新規採用職員フォロー研修・総合行政重要課題研修等を実施しました。

○平成 14 年度に、三重県職員防災ハンドブックの改訂・配付を行いました。以降、内容の変更を行い、新規採用職員等への配付を行っています。

○初動対応マニュアルの毎年度更新、部内災害配備体制の見直しを行いました。

○平成 15 年度には、防災専門研修・派遣研修として、消防庁中央防災学院・兵庫県人と防災未来センター・海上災害防止センター・京都大学防災研究所主催の研修等に 17 名が参加しました。また、新規防災担当者専門研修を実施しました。

○大学(三重大学等)との共同研究を通じて、行事の共催、人材育成に努めました。

○平成 15 年度には、訓練指導を主務とした防災専任スタッフを設置しました。平成 16 年度には啓発員・専門監を設置し、市町指導や防災教育に努めました。

■課題・今後の方向性

○防災対策の取組に対する職員の意識向上をはかっていくことが必要です。

○迅速な防災活動に向けた指揮系統の確立が必要です。研修会の開催等により、危機管理に対応した人材育成を行っていくことが必要です。

アクション 22 実践的な防災訓練の実施（具体的なアクション：13）

行政・地域・住民等が連携して効果的な防災対策を進めるため、実践的な総合防災訓練を継続的に実施していきます。ロールプレイング形式の図上訓練や実践的な訓練等、訓練の目的・効果・対象者に応じた体系的な訓練の実施や手法等を検討し、繰り返し実行することで、災害対応力を向上させていきます。

また、初動期の参集訓練や情報途絶時の対応訓練などによって、より実践的な対応力を向上させていきます。

■実績・成果

○定期的に図上訓練を実施し、その訓練結果の検証を通して、災害対策本部の体制強化や職員の災害対応能力の向上をはかることができました。

○国・県・市町村・警察・消防・自衛隊・海上保安庁・医療機関・企業・住民等の参画により、避難訓練、初期消火訓練、救出救助訓練等を訓練項目とした総合防災訓練を下記のとおり実施しました。また、近隣府県との連携による広域的訓練として、和歌山・奈良県、中部6県との合同訓練も実施しました。

	総合防災訓練開催地	警察関係の参加回数
平成14年度	鈴鹿市	11回
平成15年度	鳥羽市	
平成16年度	四日市市	12回
平成17年度	尾鷲市	17回
平成18年度	松阪市	16回

○災害イメージの習得や状況予測の意思決定能力の向上をめざし、平成14年度に、図上訓練マニュアルハンドブックを市町村に配付しました。また、図上訓練を以下のとおり実施しました。

	図上訓練
平成14年度	4回
平成15年度	5回
平成16年度	2回
平成17年度	4回
平成18年度	3回

○平成17年度に、三重大学および和歌山大学と連携して防災合宿を実施し、避難所体験訓練を行いました。平成18年度には、志摩市において避難所体験訓練を実施しました。

○平成16年度に、防災危機管理部（当時は防災危機管理局）に防災技術専門員を設置しました。訓練専用スタッフとして、市町支援に努めました。

○平成14年度から、和歌山県と連携して熊野灘沿岸部において情報通信訓練を含め、津波避難訓練を実施しています。平成17年7月には、4県共同（和歌山県・徳島県・高知県・三重県）で津波避難訓練を実施しました。

○平成15年度に、緊急初動対策要員向けに、研修会および災害対策本部設置訓練を実施しました。

○平成14年度には、応急復旧対策として、地震災害警戒本部運営訓練と地震災害対策本部運営訓練を実施しました。

○情報途絶時における対応訓練としての、非常通信訓練を平成15年度は4回、平成16年度は3回実施しました。

■課題・今後の方向性

○今後も、実践的な対応力向上をめざし、機能別訓練を継続して実施することが必要です。

アクション 23 災害時要援護者の避難対策の促進（具体的なアクション：9）

高齢者・障がい者・乳幼児・傷病者等の災害時要援護者については、とっさの避難が困難となる状況が考えられます。また、避難所生活を余儀なくされる災害時要援護者も多く発生することが予想されることから、避難誘導體制の確立、避難施設のバリアフリー化の推進、地域住民等との連携による安否確認の仕組み作り等を災害時要援護者に配慮した対策を推進していきます。

■実績・成果

- 県防災危機管理部・生活部・健康福祉部・警察本部のメンバー（10名）で災害時要援護者対策について会議を設け、情報共有および意見交換を行いました。平成16年度には1回、平成17年度には2回開催しました。
- 災害時要援護者の避難体制構築のため、自主防災組織リーダー研修や民生児童委員研修会にガイドヘルパーを講師として派遣しました。
- 平成16年度には、四日市市が災害時要援護者避難所として民間社会福祉施設の30施設と協定締結に至りました。桑名市では市の施設3か所を避難所として指定しました。
- 図上訓練は災害時要援護者対策を付与して実施しました。また、病院や社会福祉施設等の災害時要援護者を収容する施設でも、施設毎の防災計画に基づく避難訓練をはじめとする防災訓練を実施しました。
- 平成16年度には、「地域住民のための災害時要援護者避難対策の手引き」作成の一環として防災訓練を実施しました。平成17年度には、地域自主防災組織リーダー研修会（319名）・新任民生児童委員研修会（1,301名）・視覚障がい者移動介護訓練（55名）等を行い、メディアを通して広報活動を実施しました。
- 平成16年度には、「災害時要援護者用の物資備蓄」に対する補助制度を創設しました。
- 平成17年度には、社会福祉施設の耐震化状況調査にともない実施した入所（滞在）型施設における備蓄状況は以下のとおりです。

	備蓄率
回答数	517施設
食料品	65.2%
飲料水	60.3%
日用品	54.4%

- 平成17年度には、「地域住民のための災害時要援護者避難対策マニュアル作成手引き」を作成しました。手引きには「在宅介護老人等に対する地域ぐるみのケア体制」や「社会福祉施設への避難誘導」も考慮すること、「視覚障がい者に対する災害情報の伝達方法」や「高齢者世帯等への日頃からの情報提供」を盛り込んでおり、自主防災組織や地域住民等地域ネットワークに情報提供して普及啓発に努めました。
- 障がい者等生活環境基盤整備事業により、公共施設のバリアフリー化を実施しました。平成14・15年度で9市町、平成16年度は2市町、平成17年度は2市町で実施しました。

■課題・今後の方向性

- 災害時要援護者対策では、個人情報取り扱いに関して留意することが必要です。また、地域における共助の考え方に基づく協力体制の構築が必要です。

アクション 24 災害時要援護者への情報提供の促進（具体的なアクション：5）

災害時要援護者の中には、災害時の情報を的確に得ることが困難な人もいます。情報が入りにくい災害時要援護者に対しての情報提供を工夫する必要があります。マスメディア、広報車、緊急通報装置、自主防災組織、ボランティア、民生委員等による情報伝達や、在宅介護支援センター等24時間体制の機関を核とした地域ネットワークによる情報提供を推進していきます。

■実績・成果

- 緊急通報システムとして、平成15年度から「防災みえ.jp」による地震・津波等情報のメール配信を開始しました。平成16年度には視覚障がい者へのメール配信の活用を検討しました。また「防災みえ.jp」の活用をめざして「防災ガイドライン」に利用方法を記載し、関連福祉団体や市町に配付しました。
- 平成14年度から18年度までに施設のバリアフリー化適合証を977件交付しました。また、三重県バリアフリーのまちづくり推進条例を改正し、ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を明確にしました。
- 外国人に対する、多言語での防災関連情報の提供について取り組みました。平成17年4月にホームページ「防災みえ.jp」の英語版サイトを開設しました。平成18年度はポルトガル版サイトの作成を行いました。
- 平成15年度に、高齢者入居施設に対する地震対策実施状況の聴き取り調査を行いました。平成16年度には老人福祉団体等との意見交換会で「三重県地震対策推進条例」パンフレットを配付し、災害時の防災対策について積極的な取組を要請しました。

■課題・今後の方向性

- 災害時要援護者への対策について、多様な主体の連携・協働による地域ぐるみの支援体制の構築が必要です。

アクション 25 初動体制の充実強化（具体的なアクション：9）

大規模地震が発生すると、交通、通信が寸断されることが想定されることから、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する必要があります。災害対策活動実施要領のマニュアル化や参集訓練の実施等により、職員の迅速な初動体制を強化していきます。

■実績・成果

- 初動体制マニュアル、準備体制および警戒体制マニュアルを毎年見直しました。
- 勤務時間外の迅速な配備体制について見直しを実施しました。
- 非常参集方法に「防災みえ.jp」を活用し、携帯電話に登録することで警報等の気象情報を入手することを可能としました。また、指揮命令系統の明確化をはかるため代理者の順位を各部署

で検討しました。

- 平成15年度から、職員および業務委託員各1名の宿日直体制を設け、初動体制を強化しました。
- 平成15年度から、職員非常参集訓練を実施する等、突発地震を想定した抜き打ち訓練により実施内容の検証を行いました。
- 防災関係機関相互の連携強化に向けて、平成15年度に三重県ライフライン企業等連絡協議会を設置し、毎年連絡会議や協議会を開催しています。
- 平成19年3月でポケットベルが廃止されたため、非常参集時における情報伝達の連絡体制に、携帯電話を利用した新たなシステム「一斉同報配信システム」を導入しました。

■課題・今後の方向性

- 迅速な配備体制をめざし、初動対策要員への連絡網の修正等、適宜見直しをはかっていくことが必要です。
- 初動体制の充実強化に向け、全部局の連携強化に努めることが必要です。

アクション 26 災害時の情報通信手段の確保（具体的なアクション：11）

災害時に情報を収集・伝達するためには、情報通信手段の確保が重要です。被害情報の迅速な収集のため、ヘリコプターや高所監視カメラ及び衛星等による収集システムの整備や、防災情報共有システムの整備を進めていきます。また、情報の的確な連絡のため、情報手段の多重化・多ルート化や、携帯電話・電子メール・防災無線等を利用した緊急情報通報システムの整備を進めていきます。

また、防災関係機関相互の情報連絡ネットワークを検討していきます。

■実績・成果

- ヘリコプターからの画像電送装置の拡充をめざして警察本部所有のヘリコプター2機にヘリテレ機器を整備したことで、県内全域が映像エリアとなりました。また、平成16年度から、防災ヘリコプターに搭載可能な簡易型の同種装置の導入について検討を実施しました。
- 火災や津波等の被害情報の監視・収集を目的に、ネットワークカメラや監視テレビカメラを設置し検討を行いましたが、解像度や接続回線等の問題があり検討を中止しました。
- 土砂災害情報相互通報システムの整備状況は以下のとおりです。

	情報伝達システムの整備
平成14年度	17市町村（内4市町村で
平成15年度	情報共有化が達成） （達成率7.8%）。
平成16年度	18市町村（内11市町村で 情報共有化が達成） （達成率累計22.8%）
平成17年度	10市町村（内7市町で 情報共有化が達成） （達成率累計45.5%）
平成18年度	8市町村（内2市町で 情報共有化が達成） （達成率累計70.8%）

- 平成15年度に、防災情報システムの改良を実施し、平成17年度から運用を開始しました。県

内 18 の警察署に、防災情報システム閲覧用端末を配備しました。

- 衛星データを利用した広域被災状況把握システムの検討を実施した結果、画像データの入手が高価格でリアルタイム性に欠けることから実用化は困難という結論に至りました。
- 県防災行政無線については平成 15～17 年度に有線系ネットワーク工事を実施し、多重化・多ルート化をはかりました。気象情報の配信試験および試験運用を経て、平成 18 年度から運用を開始しました。
- 市町防災行政無線については平成 17 年度に 29 市町すべてにおいて同報系防災行政無線または地域防災無線が設置されました。
- 平成 15 年度から「防災みえ.jp」による地震・津波等情報のメール配信を開始しました。
- 平成 17 年度に県庁他 10 ヶ所（四日市庁舎・津庁舎・松阪庁舎・伊勢庁舎・伊賀庁舎・尾鷲庁舎・熊野庁舎・桑名庁舎・鈴鹿庁舎・防災航空隊）に衛星携帯電話を整備しました。
- 防災関係機関相互の情報連絡ネットワークとして、平成 17 年度に三重県防災通信ネットワーク地上系無線設備（県機関 24 か所、市町 51 か所、警察関係 19 か所、消防署 15 か所、自衛隊 2 か所、海上保安庁 3 か所、医療機関 12 か所、報道機関 3 か所、気象台 1 か所）の整備が完了し、平成 18 年度から運用を開始しました。

■課題・今後の方向性

- 災害時の情報通信手段は、市町村合併等による新たなニーズへの対応が必要です。
- 「防災みえ.jp」の認知度を高め、広く身近な活用をはかっていく必要があります。

アクション 27 情報の迅速な収集・連絡体制の充実強化（具体的なアクション：5）

被害に関する情報や復旧状況に関する情報等を迅速かつ的確に収集し、災害応急対策活動を円滑に実施するため、市町村や防災関係機関との災害情報収集・連絡体制を強化していきます。また、防災ボランティア・自主防災組織等との連携による情報収集体制についても検討していきます。

■実績・成果

- 警察・消防・自衛隊・海上保安庁等防災関係機関相互間の連絡体制強化に向けて、平成 16 年度から平成 18 年度までに大震災対策会議等 31 回の会議を開催しました。災害時初動対応連絡会議は、国民保護法の対応を含めた防災危機管理連絡会議として再発足させました。
- 市町村・防災関係機関との災害情報収集・連絡体制の強化においては、県防災行政無線、防災情報システムの活用とともに、東海道路震災情報共有システムに代わる三重県道路情報管理システムとの連絡体制の構築に向けた検討を実施しました。
- 防災ボランティア・自主防災組織・消防団等と協働で講座や交流会を開催し、ボランティアバスの運行とマニュアルを作成する等、情報収集に努めました。
- 平成 16 年度までに地震被害予測システムが導入しました。平成 17 年度には、モデル市町（木曾岬町・四日市市・鳥羽市・大紀町・熊野市・紀宝町）の同システムのバージョンアップをはかり、家屋データ等のシステム入力完了しました。平成 18 年度は、気象庁の緊急地震速報との連携・連動が可能となるようシステムを改良しました。

■課題・今後の方向性

- ネットワークの構築には、平常時から情報収集・連絡体制が活用されていることが必要です。
- 迅速な情報収集には、多様な主体の連携・協働が必要です。

アクション 28 災害対策本部運営体制の充実強化（具体的なアクション：12）

災害対策本部は災害対策活動の中核となる組織です。災害対策本部が有機的に機能するよう、施設・設備の耐震性の強化及び各種設備の整備を行うとともに、業務の明確化、組織間の連携強化を推進していきます。

また、市町村においては、防災関係業務従事者の人材不足の問題があり、防災専門職の設置によって防災力を強化していきます。

■実績・成果

- 代替ライフラインの整備として、平成 15 年度に本庁舎行政棟向け非常用電源容量を増強しました。これにともない、平成 16 年度には、各フロア共用部分の照明・一部コンセントの改修を行いました。平成 17 年度には、本庁および各県民局用の非常用発電器・投光器を各 12 個配備しました。また、各総合庁舎における防災用グッズの整備を行いました。平成 18 年度には、8 県民センターに災害対策本部用発電機の設置を行いました。
- 防災関係機関に向けた災害応急対策連絡室の設置を検討しました。また、災害対策本部の機能強化をはかるとともに、常設化の検討を行いました。
- 災害対策車両として、平成 16 年度に可搬型衛星系防災行政無線、衛星携帯電話等を搭載する移動情報センター車を導入しました。
- 平成 16 年の台風 21 号の際に設置した県災害対策本部対応や図上訓練を通じた役割の検証により、指定対策要員や事務局支援要員を配置する等の見直しを含め、「災害対策本部運営マニュアル」を策定しました。
- 市町や現地災害対策本部への職員派遣体制について、図上訓練を通して手順を検討しました。
- 防災業務経験職員の名簿を作成し、毎年更新しました。
- 平成 15 年度に県庁敷地内に備蓄倉庫を建設しました。災害対策本部職員用物資の備蓄状況は以下のとおりです。

	防災危機管理部	警察関係
平成 15 年度	定員の 5.4 日分（達成率 60%）	アルファ米、飲料水他 2 品
平成 16 年度	-	-
平成 17 年度	乾パン 4,736 食 アルファ米 4,750 食 飲料水 4,720 本	アルファ米 4,250 食 乾パン 4,008 食 缶詰 5,016 食 飲料水 2,532 本
平成 18 年度	乾パン 4,736 食 アルファ米 4,750 食 飲料水 4,720 本	アルファ米 4,250 食 乾パン 3,144 食 缶詰 2,712 食 飲料水 2,544 本

○災害対策活動用物資・資機材の備蓄状況は以下の状況のとおりです。

	備蓄量
平成 16 年度	簡易トイレ 937 セット 担架 559 台 発電機 204 台 投光機 252 台
平成 17 年度	簡易トイレ 399 セット 担架 270 台 発電機 136 台 投光機 134 台 防水シート 668 枚 毛布 1,850 枚
平成 18 年度	簡易トイレ 570 セット 担架 430 台 発電機 159 台 投光機 159 台 防水シート 740 枚 毛布 1,850 枚

○平成 15 年度に市町村防災力診断を実施しました。平成 16 年度以降、防災力向上アドバイザーを派遣する等、調査結果に基づき市町の防災力向上に努めました。

○防災体制強化のため、市町の防災専門職の設置を促進しました。以下の市町においては、組織改正がはかられました。

	市町名	組織改正等
平成 14 年度	-	-
平成 15 年度	度会町	総務課→防災・情報課
平成 16 年度	尾鷲市他 11 市町	防災専門課の新設・改組
平成 17 年度	津市	防災安全担当理事の設置

■課題・今後の方向性

○災害対策本部を実際に設置・運営した際の対応や、過去の災害における派遣状況等、これまでの実績を踏まえ、その記録を保存しておく必要があります。

アクション 29 地域全体による救助活動体制の充実強化（具体的なアクション：8）

阪神・淡路大震災では老朽木造建物の倒壊等により多くの要救助者が発生しましたが、その大半が家族や近隣住民等により救出されており、大規模地震災害時には地域連携による救助活動が重要となります。

地域での救助活動を円滑に実施するため、救助資機材を整備するとともに、訓練の実施等によって警察・消防の救助活動能力の向上、消防団や自主防災組織を中心とした住民の救助活動能力の向上を推進していきます。

■実績・成果

○救助資機材について、以下のとおり充実させました。

	警察関係（整備状況）	防災危機管理部 （緊急地震対策促進事業補助金による市町村の救助資機材整備事業に対する助成の実施）
平成 15 年度	自力昇降型コンテナハウス 1 台を導入	-

平成 16 年度	自力昇降型コンテナハウス 1 台とレスキューフォース 36 本を導入	2 市町村
平成 17 年度	レスキューフォース 20 本を整備	3 市町
平成 18 年度	レスキューフォース 18 本を整備	3 市町・1 消防本部

○消防団への資機材助成実績（国庫補助）は 1 件です。また、各自主防災組織で使用する防災資機材について、国庫補助整備事業・県単補助整備事業・市町村単独事業・その他事業により整備をはかった結果、自主防災組織の防災資機材保有率は平成 18 年度で 95.5%（3,395 組織）となりました。

○救助車両の整備状況は以下のとおりです。

	整備状況
平成 14 年度	消防救助工作車 1 台を導入
平成 15 年度	
平成 16 年度	
平成 17 年度	はしご車 1 台を導入

○民間機関の協力等により、迅速な大型重機・必要資機材の調達・確保ができる体制づくりについて検討した結果、「三重県緊急消防援助隊受援計画」を策定し、その中で建設重機等の調達先を定めました。

○毎年 9 月に実施している総合防災訓練によって、倒壊建物からの救助訓練を行いました。また、市町や地域の防災訓練への参加機会をつくり、自主防災組織や地域住民の救助体制の整備に努めました。

○平成 15 年度から、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）、自衛隊、海上保安庁、医療機関等の関係機関と連携強化のために開催した会議状況は以下のとおりです。

	テロ対策等にかかる 関係機関担当者会議	三重県防災危機管理関係機関連絡会議 (災害時初動対応連絡会議を統合)
平成 15 年度	2 回	3 回 (災害時初動対応連絡会議)
平成 16 年度	-	3 回
平成 17 年度	-	2 回
平成 18 年度	-	3 回

■課題・今後の方向性

○実践的な救助活動に向けて、各種訓練の実施を毎年継続して行うことが必要です。

○地域における防災訓練等、防災活動への参加の仕組みをつくることと合わせて、県民一人ひとりの自律的・積極的な参加を啓発していくことが必要です。

アクション 30 医療救護体制の充実強化（具体的なアクション：21）

緊急医療を迅速に推進するため、医療救護マニュアルの見直し、トリアージ体制等の整備などによる医療救護体制の整備、医薬品等の備蓄等を促進していきます。

多くの負傷者が発生する状況下では医療機関の混乱が想定されるため、地域での応急手当実施体制を確立していきます。また、遺体の検視・検案処理体制についても医師会等との連携やマニュアル化等によって整備を進めていきます。

■実績・成果

- 県立病院等では医薬品・食料・飲料水の備蓄に努めました。また、災害時の透析マニュアルを作成し、災害時の透析施設の備蓄やライフラインの確保について定めました。
- 平成 10 年度から、災害発生時から 3 日分の医薬品等の調達が可能となるよう整備をはかり、平成 18 年度の備蓄状況は、医薬品の直轄備蓄が 3 か所・95 品目、委託による備蓄が 22 か所・186 品目となりました。
- 医療施設における代替ライフラインの整備に向けて、平成 16 年度に災害時に地域の拠点となる医療機関に対し、自家発電装置補助事業を実施しました。
- 平成 16 年度に「災害時における医療救護マニュアル」を全面改訂し、医師会や医療機関へ配付しました。
- 平成 15 年度までに広域災害救急医療情報システムの再構築を行い、情報連絡手段の多重化・多ルート化をはかりました。システムの操作訓練や情報伝達訓練を実施しました。
- 平成 15 年度に、傷病者収容場所として仮設病院の概念を整理し、翌年の総合防災訓練では日本赤十字社が保有するエアテントを仮設病院と見立てた訓練を実施しました。
- 平成 16 年度の総合防災訓練では日本赤十字社が保有するエアテントを仮設病院として訓練を実施しました。また、平成 17 年度には緊急対応ユニット（ERU）の調査を行い、災害拠点病院（山田赤十字病院）への配備計画を立案し、平成 18 年度に ERU の補助制度を創設して、補助を実施しました。
- 平成 17・18 年度には、災害派遣医療チーム（DMAT）研修に松阪市民病院、三重大学医学部附属病院、県立総合医療センター、市立四日市病院及び山田赤十字病院が参加し、国の DMAT の認定を受けました。
- 平成 17 年 2 月には三重県主催で近畿 2 府 7 県による災害医療担当者会議を開催し、DMAT の運用について協議しました。
- 平成 18 年度までに、三重県防災通信ネットワーク地上系無線設備を災害拠点病院（8 病院）に配備しました。
- 防災航空隊、警察航空隊では毎年ヘリポートに関する情報を更新しました。また、災害拠点病院のヘリポートについて、狭隘か所の整備事業協議や建替え期に合わせた新規設置等の整備を進めました。
- トリアージ訓練を取り入れた災害医療セミナー等を実施し、その受講者数は以下のとおりです。

	災害医療セミナー
平成 14 年度	69 名
平成 15 年度	34 名
平成 16 年度	62 名
平成 17 年度	199 名
平成 18 年度	153 名

- 院内患者の避難体制の整備に向けて、消防計画や調査項目（地震防災規定・地震防災委員会・地震防災発生後のチェック表・耐震構造・補強設備・転倒防止措置他 18 項目）の取りまとめを用いて啓発・指導を実施しました。平成 17 年度には、48 病院の調査を実施しました。平成 18 年度は、四日市地域の病院の立ち入り検査を実施しました。
- 平成 14 年度から 18 年度までに災害医療対策協議会を 3 回開催し、医療機関相互の連携につい

て検討しました。

- 災害医療コーディネーターに、三重大学医学部附属病院の医師を選任しました。
- 現地救急医療対策本部設置の必要性について再検討を実施しました。
- 平成 15 年度に、第四管区海上保安部と「大震災時（津波）による多数死体の取扱いについて」の覚書を締結しました。
- 平成 15 年度に、「多数死体の検死要領」を作成しました。また、検死用 X 線レントゲン装置を 6 セット、サーチタッグ 5,000 部を整備しました。
- 遺体収容施設等の確保に向けた連絡会議を以下のとおり行い、市町に対して整備を要請しました。

	連絡会議
平成 15 年度	7 回
平成 16 年度	5 回
平成 17 年度	4 回

■課題・今後の方向性

○地域の災害医療体制を構築するために、医療従事者等の知識・技術の向上、医療機関、市町、消防、保健所等が連携した活動の仕組みづくりが必要です。

- 東海地震、東南海・南海地震において広域災害が懸念されることを踏まえ、中継拠点も含めた医療救護体制の整備を行っていくことが必要です。
- 広域搬送・広域救護の体制整備にあたっては、関西圏や中部圏との合同訓練を実施することが必要です。

アクション 31 消防活動の促進（具体的なアクション：11）

大規模地震が発生した場合には（特に火気使用の多い夕方等の時間帯）広域的に火災が同時多発する状況が想定されます。日頃からの訓練によって消防職員・団員の能力の向上を推進するとともに、耐震性貯水槽・消防自動車等の整備等による消防力の強化を進めます。また、出火防止のため、関係機関等と連携して啓発活動を推進し、地域住民による消火活動を進めるための訓練等を支援していきます。

■実績・成果

- 県内の消防職員、消防団員および自衛消防隊員等の教育訓練を実施しました。平成 16 年度から平成 18 年度の修了者数はそれぞれ、2,440 名、3,025 名、3,105 名でした。
- 消防力を確保するため、以下のとおりポンプ自動車等の導入を支援しました。

	小型動力ポンプ付積載車
平成 15 年度	17 台
平成 16 年度	19 台
平成 17 年度	19 台（累計 55 台）

- 平成 16 年度に「消防団のあり方に関する委員会」を設立し、処遇改善について検討会を 1 回開催しました。

○耐震性貯水槽、消防自動車等の整備状況は、以下のとおりです。

	耐震性貯水槽	消防ポンプ自動車	緊急地震対策促進事業 補助金による助成
平成 15 年度	30 基	8 台	
平成 16 年度	-	-	5 市町村
平成 17 年度	22 基	8 台	6 市町
平成 18 年度	31 基	4 台	4 市町

○井戸や自然水利等の有効活用のため、平成 16 年度までに 18 か所の階段護岸を整備しました。
また、平成 15 年度の「消防力の基準」の改定による消防水位見直しを受け、市町と調整を行いました。

○日頃からの防火意識、初期消火意識の普及啓発のため開催した会議は以下のとおりです。

	県内消防本部 予防担当課長会議	住宅防火対策推進 協議会幹事会
平成 14 年度	6 回	1 回
平成 15 年度		1 回
平成 16 年度		1 回
平成 17 年度	2 回	1 回
平成 18 年度	2 回	1 回

○火災予防および防火管理の徹底、街頭消火器の設置やバケツリレー等による地域住民の消火活動体制の確立等に関する指導・助言を行うとともに、パンフレットの配付等により防災意識の高揚に努めました。

○小中学生の防火意識の普及をめざし、毎年防火絵画・防火習字を募集し、表彰・展示を行いました。応募状況は以下のとおりです。

	絵画の応募件数	習字の応募件数	表彰・展示
平成 14 年度	954 点	3,834 点	33 名
平成 15 年度	903 点	4,446 点	33 名
平成 16 年度	1,773 点	4,669 点	33 名
平成 17 年度	936 点	4,331 点	47 名
平成 18 年度	638 点	4,436 点	47 名

■課題・今後の方向性

○消防職員、消防団員等への訓練を引き続き実施することが必要です。

○日頃から、防火意識、初期消火意識の高揚をはかっていくことが必要です。

アクション 32 避難対策の促進（具体的なアクション：14）

阪神・淡路大震災では自宅建物の損壊やライフラインの停止によって多くの方が避難者となりました。民間施設の活用も視野に入れ、被災状況に対応した安全な避難場所・避難所の確保や避難路の整備を推進していきます。

また、日頃から避難場所・避難所の周知徹底を行い、的確な避難誘導が行われるよう体制を作りあげていきます。

■実績・成果

○市町避難所の安全性確保のため、平成 15 年度に補助事業制度を創設しました。その各種事業に

よる補助実績は以下のとおりです。また、平成 17 年度には避難所に指定されている社会福祉施設数（284 施設）の耐震化の状況（耐震化率 72.5%）を調査しました。

	避難所耐震診断 促進事業補助金	緊急避難所耐震診断 事業補助金	緊急地域総合防災 推進事業補助金 (避難所耐震診断)	緊急避難所耐震化 促進整備事業補助金
平成 15 年度	21 市町村 123 棟	-	-	-
平成 16 年度	-	10 市町 56 棟	-	2 市町 7 棟
平成 17 年度	-	17 市町 147 棟	-	4 市町 11 棟
平成 18 年度	-	-	7 市町 25 棟	4 市町 26 棟

○平成 14・15 年度に避難場所・避難所の収容人員の調査を実施し、平成 16 年度の避難所調査を踏まえて避難所データベースを作成しました。

○避難場所等広場となる公園等の維持管理・整備の状況は以下のとおりです。

	急傾斜地崩壊対策 事業による避難 場所の保全	都市公園	防災空地	避難広場	緊急津波ステーショ ン整備事業による 津波避難ビル整備
平成 14 年度	10 か所	2,083 か所 (1,422h a)	2,100 m ²	1 か所 (380 m ²)	-
平成 15 年度			-	-	-
平成 16 年度			-	-	1 市 1 町 (2 か所)

その他、平成 17 年度は県事業で国補 2 か所、県単 2 か所、市町村事業で 13 か所の整備を実施しました。また、県営公園の適正な維持管理に努めました。

○緊急地震対策促進事業により、市町の備蓄資機材の整備を行いました。平成 16・17 年度には各々 11 市町に助成を行いました。

○公共施設の耐震化状況をデータベース化する際に、避難所として利用可能な施設情報も盛り込みました。平成 16 年度は警察官舎を津波避難施設として活用し、平成 17 年度には小学校、公民館の 4 か所を津波避難ビルとして整備しました。また、民間施設を避難施設として協定締結を行いました。

○避難路の整備に向けた補助制度を創設しました。整備状況は、以下のとおりです。

	整備か所	農道関連
平成 15 年度	-	農免道路 5 地区 7.2 km
平成 16 年度	25 市町村 56 か所	農免道路 2 地区 1.3 km
平成 17 年度	14 市町 45 か所	緊急輸送道路の整備 3 地区 整備延長 L=2.2km
平成 18 年度	13 市町 60 か所	道路整備の推進

○離島居住者の避難のために、平成 15 年度に東海北陸旅客船事業協会と「旅客船による災害時の輸送等に関する協定」を締結しました。平成 16 年度には、着岸可能な港湾についての調査、運輸局や事業者等との協議により具体的内容を検討しました。

○平成 15 年度に、大規模集客施設・観光地の避難対策検討委員会を設置し、災害時における観光客対策等を検討しました。県内市町 352 か所の避難場所に設置する避難誘導標識に対する費用補助、「防災みえ.jp」を用いた避難所所在地の情報提供等を実施しました。また、平成 17 年度には、「観光地における避難対策マニュアル策定指針」を作成し、各市町の防災担当課および観光担当課に配付しました。平成 18 年度は、「大規模集客施設における避難対策検討指針」

と「海岸利用者の避難対策検討指針」を作成・配付しました。

- 迅速な避難体制の見直しとして、平成 15 年度に津波シミュレーションを実施し、津波浸水予測図を作成しました。また、県内 27 市町（55 か所）の避難路整備の実施や避難誘導標識のデザインの統一化等の対策を実施しました。
- 避難誘導標識の設置に対し、平成 16 年度に 20 市町村 183 か所、平成 17 年度に 11 市町 146 か所で補助を行いました。
- 「三重県地震対策推進条例」では、地震災害発生時における自家用車の使用制限を定めており、この内容の周知をはかり、避難に支障を及ぼさないよう出前トークやワークショップ、防災訓練等で随時啓発を行いました。

■課題・今後の方向性

○災害時における初動体制を迅速に実施するために、防災関係機関等と連携した実効性ある応急対策活動計画の整備が必要です。

- 今後も、避難所の耐震化をはかることが必要です。
- 避難誘導體制の確立・県民へ周知が必要です。

アクション 33 避難所運営体制の整備（具体的なアクション：3）

大規模地震が発生した場合には、多数の避難者が避難所での生活を余儀なくされることが想定されるため、市町村・自主防災組織・防災ボランティア等が連携して、避難者に配慮した円滑な避難所運営体制を確立していきます。特に、介護支援者の確保等により、災害時要援護者に配慮した体制を整備していきます。

■実績・成果

- 平成 15 年度に住民参加による避難所運営ワークショップを行い、「避難所運営マニュアルの手引き」を作成しました。平成 16 年度には、避難所運営マニュアル策定指針・モデル地区におけるワークショップ報告書・避難所運営マニュアルの手引きを各々 5,000 部作成し、啓発活動に活用しました。
- 「自主防災組織リーダーハンドブック」への記載等、防災ボランティア・自主防災組織・消防団等による避難者把握・連絡体制の重要性の周知に努めました。

■課題・今後の方向性

- 平常時から、避難者の把握および市町への連絡体制の確保のための取り組みや、県・県社会福祉協議会、日本赤十字社・ボランティア団体等との連携・協働による取り組みを実施することが必要です。

アクション 34 帰宅困難者対策の促進（具体的なアクション：4）

警戒宣言が発令された場合、地震防災対策強化地域を中心として鉄道、バス等の公共交通機関が停止することが想定されます。また、県では隣接県等へ通勤している人が多いため、昼間の時間帯に地震が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生するおそれがあります。日頃から帰宅困難者心得の普及啓発を進めるとともに、帰宅手段の検討や、携帯電話等を利用した情報提供体制の確立を推進していきます。

■実績・成果

- 隣接県等滞留先との連携強化のため、平成 16・17 年度に愛知県帰宅困難者等支援対策連絡会議に参加しました。
- 平成 17 年度に帰宅困難者心得を記載した「地震防災ガイドブック」を全戸配付しました。
- 平成 16 年度に制定した、「三重地震対策推進条例」に帰宅困難者対策を規定しました。また、平成 17 年度には産官学民による帰宅困難者対策専門委員会を設置し、三重大学との共同研究結果を基に支援対策等を協議しました。平成 18 年度は、啓発パンフレットの作成・配付を行いました。
- 帰宅困難者への情報提供に備え、「防災みえ.jp」の携帯サイトやメール配信等多様な手段を整備しました。

■課題・今後の方向性

- 帰宅困難者への対応について、多様な主体の連携・協働による地域ぐるみの支援体制の構築が必要です。**
- 昼間人口の増加により、多数の帰宅困難者が発生することが懸念されています。企業内や隣接県での滞留、県外からの帰宅、観光者の帰宅等の個別ニーズを想定し、隣接県との連携強化した対応策が必要です。過去の災害で大規模な帰宅困難は生じていないため、新たな被害態様として十分な検討が必要です。
- IT 機器やテレビ、ラジオ等多様な手段による情報の提供状況や入手方法等について周知徹底をはかっていく必要があります。
- 地域に不慣れた外国人観光客等を対象に、外国語案内や避難所案内等の充実をはかっていく必要があります。

アクション 35 広域的な防災拠点機能の整備（具体的なアクション：3）

大規模地震が発生した場合には被害は全県に及ぶだけでなく、複数県にわたって被災する可能性があります。広域的な災害に備え、自衛隊や警察、消防等の応援部隊の集結場所や、救援物資の集積場所となる広域防災拠点機能を整備していきます。

■実績・成果

- 孤立が懸念される東紀州地域において、広域防災拠点の施設整備に着手しました。
- 災害時における救助救援や応急活動が円滑に実施できるよう、緊急輸送道路の整備に取り組んだ結果、県管理の緊急輸送道路の整備率は約 76%、橋りょうの耐震化率が約 75%となりました。また、落石危険か所については 47 か所を整備しました。

- 船舶事業者に対し、船内での造水・一時宿泊施設化等の海洋防災拠点機能としての役割を申し入れましたが、実現にはいたりませんでした。
- 平成 15 年度に策定した東紀州防災拠点施設整備基本構想を基に、関係部局と整備に向けた調整を行いました。平成 17 年度には、紀北地域においてヘリポートの設計を行い、紀南地域では用地交渉や開発協議を実施しました。平成 18 年度には、東紀州防災拠点（紀北地域）の整備を完了するとともに、紀南地域の用地整備を行いました。
- 緊急輸送道路ネットワークの整備状況は以下のとおりです。

	緊急輸送道路	落石危険 か所対策	街路事業	橋梁補強
平成 14 年度	90 路線 (内 68 路線で整備完了) 整備率 75.7%	21 か所	8 か所	26 橋が完了 390 橋中 270 橋完了 進捗率 69.2%
平成 15 年度				
平成 16 年度	国道 6 路線・県道 4 路線 整備率 83.8%	6 か所 進捗率 54% 残 23 か所	8 か所	-
平成 17 年度	8 か所 (内 1 か所で整備完了) 緊急輸送道路 ネットワークの整備 整備率 75.5%	9 か所 進捗率 72% 残 14 か所	8 か所 (内 2 か所 で整備完 了)	19 橋
平成 18 年度	25 か所 緊急輸送道路 ネットワークの整備 整備率 75.5%	11 か所 進捗率 94% 残 3 か所	6 か所 (内 1 か所 で整備完 了)	22 橋

■課題・今後の方向性

- 災害時における地域の孤立を防ぎ、救助・救援活動、物資輸送活動を円滑に実施できるよう、**緊急輸送道路の一層の整備が必要です。**
- 東紀州地域に引き続き、他地域においても「三重県広域防災拠点施設基本構想」に基づき、**広域防災拠点の施設整備を進めていくことが必要です。**
- 東南海・南海地震では広域災害が懸念されています。緊急輸送道路の整備や橋梁補強等のハード整備を引き続き実施し、代替輸送等のネットワークを整備していくことが必要です。

アクション 36 広域応援体制の充実強化（具体的なアクション：9）

大規模地震が発生した場合には複数県に及ぶ被害が発生することが予想されることから、広域的な応援体制が必要であると考えられます。防災体制に係る組織等の標準化、県・市町村を越える広域防災活動方針の検討及び広域輸送等の迅速・的確な実施体制の整備等を確立していきます。

■実績・成果

- 防災体制に係る組織等の標準化に向け、地震防災対策強化地域指定されている他県の防災体制について調査を実施しました。平成 16 年 9 月の台風 21 号による豪雨や紀伊半島南島沖地震の災害対応の課題を踏まえ、指定対策要員と事務局支援要員を配置しました。
- 広域的な地震災害が発生した場合の行動手順検討のため、平成 16 年度に活動方針の基礎となるシナリオ型被害想定調査を実施しました。

- 実効的な広域応援協定の見直しを行い、生活必需品等の調達、運送・船舶、石油商業組合・LPガス協会および災害救助犬団体等と協定を締結しました。
- 陸・海・空の代替路線を含めた広域応援協定による飲料水の確保に向け、平成 15 年度に水道事務所単位で確保水量を把握し、情報の共有化をはかりました。また、平成 16 年度の伊賀市における水質事故並びに宮川村における台風 21 号による風水害の際にはそれぞれの市村への給水応援を実施しました。平成 18 年度は県総合防災訓練による応急給水訓練を実施しました。
- 「緊急消防援助隊受援計画」の平成 16 年 11 月施行時に通知された、「緊急消防援助運用要綱の改訂等について」に基づき、「三重県における緊急消防援助隊応援出動および援助計画」を改訂しました。

■課題・今後の方向性

- 広域応援および受援体制についても、具体的な検討が必要です。

アクション 37 公共土木施設の応急復旧対策の促進（具体的なアクション：5）

緊急輸送を迅速に実施するためには、密接に関連する道路等の公共土木施設を早期に復旧させる必要があります。応急復旧資機材の整備や、建設事業者・砂防ボランティア等との連携による被災状況の早期点検、初動対応マニュアルの作成による作業の迅速化を推進していきます。

■実績・成果

- 平成 18 年度までに、県内 25 か所の水防倉庫を活用し、道路等の応急復旧資機材を備蓄しています。
- 被害状況の早期点検、資機材の適正管理をめざし、防災エキスパート会員を対象に情報伝達スキルの向上を目的とした「パソコン・携帯電話メール研修会」を実施しました。
- 平成 16 年度までに、県建設業協会や測量設計業協会、（社）日本土木工業協会中部支部等の県内団体と災害時の応急復旧にかかる協定を締結しました。
- 平成 14 年度に、県土整備部初動体制マニュアルを修正しました。

■課題・今後の方向性

- 県外の建設事業者等とも協定締結に向けた協議を行うことが必要です。

アクション 38 緊急交通路の確保等、交通対策の促進（具体的なアクション：11）

災害時の緊急輸送等の交通手段を確保するため、交通障害情報を早期に把握し、迅速かつ的確な交通規制等の交通対策を実施するとともに、要員の効率的な配備を行い、広範な規制措置等の交通対策を推進していきます。

■実績・成果

- 交通安全施設等事業により、平成 15 年度から平成 17 年度までに中央装置（一式）の増設・更新を行いました。
- 警察本部関係では、交通監視カメラ等交通管理機器の整備に向け、平成 14 年度までに 9 基の

メラを整備しました。また、県土整備部関係では三重県道路情報管理システム（ITS）でラジオ再放送システムに着手しました。

- 平成 15 年度から平成 18 年度までに、集中制御信号機等 41 基を整備更新により管制エリアを拡大して、交通障害等被災情報の早期収集システムの拡充をはかりました。
- 緊急通行車両に係る確認手続きの迅速化および交通規制情報等の広報手段の確立に向けて、東海地震道路震災対策勉強会を開催しました。
- 発災時における運転者が取るべき措置の周知徹底をめざし、平成 15 年度に東海地震道路震災対策検討会（国土交通省中部地方整備局、愛知県、岐阜県、静岡県、長野県、三重県、名古屋市）で「ドライバーのための地震対応ポケットブック」を作成・配付しました。
- 平成 15 年度以降、広域緊急援助隊の受入体制および受入拠点等について警察庁と協議しました。

■課題・今後の方向性

- 他県を含めた道路管理者等関係機関との連携強化をはかっていくことが必要です。

アクション 39 緊急輸送対策の促進（具体的なアクション：11）

大規模地震が発生した場合には、食料や生活必需品等の緊急物資の輸送需要が発生します。緊急物資を円滑に輸送するため、ヘリポート等の輸送拠点を整備するとともに、緊急輸送道路の見直し等による緊急輸送対策を推進していきます。

家庭や事業所等による備蓄の推進や、災害時の緊急物資輸送について関係機関との連携を強化していきます。

■実績・成果

- 広域防災拠点の整備とあわせてヘリポートの整備を検討しました。
- 防災拠点の基本構想に基づき東紀州防災拠点の整備を行いました。また、中勢防災拠点（消防学校隣）へ連絡する道路の交差点改良及び、緊急輸送漁港施設の整備をはかりました。
- 平成 14 年度に三重県石油商業組合と「災害時における燃料の供給に関する協定」を締結しました。また、航空燃料については伊勢湾ヘリポートをはじめ、消防署など県内 7 か所に備蓄しました。
- 家庭・事業所における食料・飲料水・生活必需品の備蓄促進に向けて、県内スーパーに対する企業備蓄の啓発を行うとともに、家庭向けには非常持ち出し品のリストを作成し、講演会等の市町での広報活動時に配付しました。
- 市町に備蓄計画の見直しについて助言・支援を実施しました。
- 平成 15 年度に「災害時における生活必需物資等の調達に基づく緊急物資輸送マニュアル」および「被災者の時系列ニーズを考慮した緊急物資調達計画」を作成しました。

■課題・今後の方向性

- 家庭内における日頃の防災対策として、食料や生活必需品の備蓄促進をはかることが必要です。

アクション 40 飲料水等の確保対策の促進（具体的なアクション：6）

大規模地震が発生した場合には、上水道施設の損壊による長期間の断水が想定されます。飲料水は日頃から3日分程度（1人1日3ℓ）の家庭内備蓄を推進するとともに、応急給水に必要な資機材や給水タンク車の整備及び飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備を促進していきます。

■実績・成果

- 三重県水道災害広域応援協定ブロック会議等において、飲料水確保の必要性について啓発しました。
- 平成17年度に、耐震性貯水槽を7市町村10か所で整備しました。
- 平成16年度に、非常用浄水装置（濾過器）の整備は完了しました。三重県水道災害広域応援協定ブロック会議等において、飲料水確保の必要性とともに濾水器等の整備促進に努めました。

■課題・今後の方向性

- 市町水道事業者に対し、国庫補助事業を活用した耐震性貯水槽および浄水器の整備を促進することが必要です。

アクション 41 ライフライン対策の促進（具体的なアクション：9）

大規模地震が発生した場合には電力・都市ガス・上下水道・電話といったライフラインの機能支障が発生すると想定されます。ライフライン機能は県民の生活に密接に関係するものであり、早期の修復が必要です。ライフライン関係機関との連携を強化し、ライフライン施設の耐震対策や資機材の整備等事前対策を推進し、発災後の早期復旧体制を整備していきます。

■実績・成果

- 平成15年度に三重県ライフライン企業等連絡協議会を設置し、ガス施設等の耐震化や施設の分散、バックアップ施設の整備を進めるよう要請しました。
- 上水道の耐震対策として、平成14・15年度には延べ22市町で石綿セメント管、1町で老朽管の更新事業を実施しました。平成16年度には6市町で石綿セメント管の更新事業を実施しました。
- 4流域下水道処理区を対象に管渠と浄化センターの耐震診断調査を実施しました。
- 水管橋等の耐震補強、浄水場等施設の耐震化に努めました。
- 平成15年度に無電柱化推進計画を策定しました。同計画に基づき、亀山市内、伊賀市内において整備を行いました。平成18年度には津市・桑名市・亀山市の市街地の幹線道路を中心に地中化を進めました。
- 復旧作業者の養成および民間事業者等との連携体制の確立をめざし、平成17年度に「大規模地震時における水道業務経験者協力制度実施要領」を定め、企業庁水道事業および工業用水道事業に携わった退職者の方々（みえ水道ボランティア54名）の自発的な支援協力を依頼する制度を確立しました。平成18年度にはみえ水道ボランティアが63名となりました。
- 平成17年度には「地震・津波・風水害等の災害発生時における基本協定」を（社）三重県建設業協会と（社）三重県測量設計業協会との三者間で締結し、災害時における調査や緊急復旧工事の協力体制を確立し、各水道事務所において計画的な訓練等を実施しました。

- ライフラインの被害および復旧状況に係る情報の一元化をめざして、三重県防災情報システムからの情報提供について協議し、ライフライン用防災情報システムの開発を行いました。
- 市町ライフライン支援プログラムの策定に向けて「地域防災会議」を設置し、支援の方策検討を行いました。

■課題・今後の方向性

- 上水道・下水道・工業用水道・ガス施設の耐震化促進を継続して実施することが必要です。
- 復旧応援職員の派遣要請・受入体制の確立や施設の早期点検・復旧対策に向けて、今後もライフライン関係機関との連絡体制の強化に向けた取組を継続することが必要です。

アクション 42 県民等への広報活動の促進（具体的なアクション：6）

大規模地震が発生した場合には必要な情報を県民が得ることができなくなる事態が考えられます。地震直後から被害情報、ライフライン復旧情報、安否情報等を迅速に提供し、県民の生活・こころの安定を目指していきます。また、防災関係機関と住民・ボランティア・NPO等との間での双方向的な情報連携を推進し、迅速かつ的確な情報の収集及び広報（共有化）を行うために、ITを活用した防災情報収集・広報システムを構築していきます。

■実績・成果

- 関係機関を結ぶ防災情報システムの整備・機能拡充のため、平成16年度に防災情報システムの更新準備を行いました。県内18警察署に閲覧用端末を配備しました。
- 平成17年度に「震災時広報活動等マニュアル」を作成しました。

■課題・今後の方向性

- 「震災時広報活動等マニュアル」について、随時検討を加えていくことが必要です。

アクション 43 し尿・ごみ・がれき対策の促進（具体的なアクション：8）

大規模地震が発生した場合には、道路復旧の長期化等によるし尿・ごみの回収遅れ等により、避難所内などの衛生環境が悪化する事態が想定されます。また、社会的混乱による衛生環境の悪化も想定されます。し尿・ごみ・がれき処理施設の耐震化等を促進するとともに、関係団体との連携による処理体制の整備を推進していきます。

■実績・成果

- 平成16年10月、県及び県内の全市町、一部事務組合、広域連合が「三重県災害等廃棄物処理応援協定」（以下「応援協定」という。）を締結し、災害廃棄物の円滑な処理を行うための応援体制を整備しました。
- 応援協定の内容について実効性を高め、発災時の廃棄物処理体制を確保するため、がれき仮置場の整備促進、環境に配慮した処理対策等について三重県市町村清掃協議会の中で意見調整をはかりながら、平成19年3月に「市町災害廃棄物処理対策マニュアル」（以下「処理対策マニ

ュアル」という。)を策定しました。

- 廃棄物処理の関係団体との協定として、し尿処理では平成 16 年 3 月に、三重県環境整備事業協同組合と「災害時における一般廃棄物の処理等に関する無償救援協定」を締結し、がれき等処理では平成 16 年 4 月に社団法人三重県産業廃棄物協会と、平成 16 年 10 月に財団法人三重県環境保全事業団と各々「災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定書」を締結し、応援体制を整備しました。
- 平成 16 年 12 月に関係市町等に対して、一般廃棄物処理施設の耐震診断を実施し改善が必要な場合は対応を進めるよう通知しました。

■課題・今後の方向性

- 平成 18 年度に策定した処理対策マニュアルに基づき、災害廃棄物発生量の推計・がれきの仮置場選定・処理方法の確立などを定めた「災害廃棄物処理計画」等を県内全市町において策定することにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できる体制を整備していくことが必要です。

アクション 44 応急危険度判定等の体制整備（具体的なアクション：4）

大規模地震が発生した場合には多くの被災建築物・宅地が発生すると想定されることから、継続使用可否等についての的確に判断する被災建築物・宅地の応急危険度判定士を育成していきます。また、応急危険度判定士等の支援受入・連携体制を整備していきます。

■実績・成果

- 被災建築物応急危険度判定士の登録状況は以下のとおりです。

	講習会開催回数（登録人数）
平成 14 年度	2 回（137 名）
平成 15 年度	累計 1,654 名（目標の 82.7%）
平成 16 年度	3 回（123 名） 累計 1,764 名（目標の 88.2%）
平成 17 年度	2 回（59 名） 累計 1,728 名（目標の 86.4%）
平成 18 年度	2 回（56 名） 累計 1,614 名（目標の 80.7%）

- 被災宅地危険度判定士の登録状況は以下のとおりです。

	登録人数
平成 14 年度	47 名
平成 15 年度	累計 148 名（目標の 98.6%）
平成 16 年度	57 名 累計 202 名（目標は達成）
平成 17 年度	38 名 累計 231 名
平成 18 年度	35 名 累計 255 名

- 研修会や各被災建築物応急危険度判定協議会を通して支援受入や連携体制の整備を行いました。
- 平成 15 年度の宮城県北部地震の際には応急危険度判定士 2 名を派遣しました。
また、平成 16 年の新潟県中越地震の際には応急危険度判定士 26 名を派遣しました。

■課題・今後の方向性

- 今後は被災建築物応急危険度判定士の養成とともに、支援受入体制を整備していくため、被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成が必要です。

アクション 45 応急住宅の確保対策の促進（具体的なアクション：4）

建物倒壊や火災等によって自宅を失い、自力で再建することができない被災者に対して、迅速に応急仮設住宅の建設や公営住宅への一時入居等の体制を推進していきます。また、関係機関との連携を強化し、災害時に迅速に対応できる組織体制を整備していきます。

■実績・成果

- 平成 15 年度に応急仮設住宅の建設可能用地を検討し、平成 18 年度には用地選定更新についての市町へ説明を実施しました。また、平成 16 年の台風災害時に建設した実績に基づき、「応急仮設住宅建設の事務処理マニュアル」に検討を加えました。
- 応急仮設住宅の関係機関との連携強化をめざし、平成 16 年度から毎年被災者住宅の確保に係る市町村連絡会議を開催しました。

■課題・今後の方向性

- 生活再建に向けて、迅速に対応できる組織体制の整備が必要です。

アクション 46 教育再開体制の整備（具体的なアクション：6）

小中学校等は災害時に避難所として使われる場合が多く、避難所の閉鎖や運動場の使用再開が遅れ、教育再開に影響を及ぼすことも考えられます。災害時における児童・生徒の安全確保を推進するとともに、教職員に対する防災研修を充実していきます。また、学校教育を再開する支援体制についても整備していきます。

■実績・成果

- 平成 15 年度に学校防災マニュアルの作成状況の実態調査を実施し、「学校における地震防災の手引き」やパンフレット等を配付しました。平成 16 年度には「私立学校防災・危機管理研究会」を設置するとともに、学校教育再開本部の組織化・役割の明記等を含め、「私立学校地震防災マニュアルモデル」を作成しました。
- 発災時及び警戒宣言時の児童・生徒の安全確保、避難あるいは帰宅方法に関する検討及び保護者への周知のため、平成 16 年度に「私立学校地震防災情報ネットワーク」を構築しました。学校訪問指導調査や各学校における非常連絡網の整備等について聴き取り調査を行い、学校の取組について指導・助言を行いました。また、広域的な学校間においても教育支援の体制について調査・検討を行いました。
- 平成 15 年度に、教職員に対する防災教育・研修の推進状況についてアンケートを実施しました。
- 児童生徒へのこころのケアに関する知識の教職員研修として、初任者、新採養護教諭、新採学校栄養職員、養護教諭経験 10 年の各研修で、こころのケアについての講義を開講しました。また、養護教諭（10 年、11 年目）研修で、災害時における養護教諭の役割について研修を行いました。

■課題・今後の方向性

○引き続き、学校現況調査や学校訪問指導調査を実施し、各学校における教職員の防災研修、生徒の安全確保、教育再開の支援体制等の取組について指導・助言を行っていくことが必要です。

(4) 安定した復旧復興に向けた体制づくり

アクション 47 被災者の健康・こころのケア対策の促進（具体的なアクション：7）

長期の避難生活、震災によるショックや将来の生活再建の不安等から、ストレス・疲労・睡眠不足等によって病気になったり、持病が悪化したり、精神的にダメージを受けたりする場合があります。健康診断実施体制や健康相談窓口を整備する等保健衛生に関する体制を整備するとともに、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等こころのケアのための体制を整備していきます。

■実績・成果

○被災者の健康・こころのケア対策は、「震災時保健師活動マニュアル」を作成し、被災者への健康、こころのケア訪問体制について整備することができました。また、こころのケアに対する人材育成においては、リスナー指導者を124名、リスナーを667名養成することができました。

○平成13年度に「県健康危機管理の手引き」を作成した他、食品衛生監視員の健康危機事例訓練、食中毒対応机上訓練等を実施し、災害時食品衛生管理体制の整備に努めました。

○平成15年度に「震災時の保健師活動マニュアル」および「こころの健康危機管理マニュアル」を作成しました。平成16年度から、マニュアルを検証するための研修会を実施しました。平成17年度には、これら2つのマニュアルをまとめ、風水害時の保健師活動についての記載を含めた「災害時保健師活動マニュアル」を作成し、健康相談票の様式の統一をはかる等、健康診断実施体制を整備しました。

■課題・今後の方向性

○継続して研修会等を実施し、被災者の健康、こころのケアについての知識、技術の向上をはかり支援体制を充実させていくことが必要です。

アクション 48 生活相談の充実強化（具体的なアクション：3）

災害時における生活再建に関する情報、雇用情報等に関する問い合わせに対応するため、被災者のニーズに応じた生活相談窓口の設置や生活相談マニュアルの整備を推進していきます。

■実績・成果

○平成16年の台風21号災害に即して、三重県被災者生活・住宅再建支援制度を創設しました。また、義援金や被災者生活相談に関する情報をホームページに掲載しました。

○雇用情報提供窓口の設置をめざし、平成15年度には三重労働局の体制に係る調査および打合せを実施しました。平成17年度には「雇用情報提供窓口設置マニュアル」を作成しました。

■課題・今後の方向性

- 生活再建に向け、災害時の時系列を踏まえた生活相談マニュアルの整備等を進めることが必要です。

アクション 49 被災者救援・生活支援対策の推進（具体的なアクション：6）

地震により生活基盤に著しい被害を受けた被災者等、支援を必要としている人に対して、被災者の経済的能力、被害状況等に応じた多様な生活支援策を検討していきます。
また、被災者への救援・生活支援が迅速に行えるよう、支援体制を整備していきます。

■実績・成果

- 平成 15・16 年度に、災害救助法事務担当者会議を開催し、その中で、被災者生活再建支援制度について、市町村担当者へ同制度を周知しました。
- 平成 15 年度に、被災者ニーズに沿った救援・生活再建支援策として、住宅再建支援制度について全国知事会地震対策特別委員会を通じ制度改正を要望しました。平成 16 年度には、台風 21 号の被災者に対して、国の制度（被災者生活再建支援制度）を補完する、県単独の支援制度を創設しました。
- 平成 17 年度には、災害時事務処理マニュアルの整備として、健康福祉部災害時初動マニュアル及び医療救護マニュアル、災害時の保健師活動マニュアルの改訂を行いました。
- 平成 16 年度の台風 21 号災害での対応を取りまとめ、「災害義援金、義援物資の募集・受入、配分方法」について、簡易マニュアルを整備しました。
- 平成 17 年度には、災害時要援護者（難病患者）に対する支援策として、NPO 団体、患者団体、医療機関、医薬品メーカー、関係各室が協働して、避難所向けのチラシを作成しました。
- 平成 18 年度には、「災害時の透析マニュアル」を作成しました。
- 平成 18 年度は 17 年度に着手した、「災害時の難病患者行動・支援マニュアル作成事業」をさらに進めました。
- 平成 18 年度には、被害認定担当職員の研修の充実強化について、三重県農業共済組合連合会の損害評価（建物）の委員として参加し損害評価・認定及び損害防止について検討しました。

■課題・今後の方向性

- 被災者等の相談に対応するための生活相談マニュアルを作成するとともに、住宅被害調査員のためのマニュアルを作成する必要があります。
- 生活基盤に著しい被害を受けた被災者等、支援を必要としている県民に対して、被害状況、経済的能力等に応じた多様な生活支援を行うことが必要です。

アクション 50 震災復興体制の整備（具体的なアクション：2）

震災により甚大な被害を受けた場合、速やかに復興する必要があります。震災復興をあらかじめ考慮した都市復興マニュアルや生活復興マニュアルを作成し、震災復興体制を整備していきます。また、被災した中小企業に対しての災害復旧資金貸付に対する検討を行っていきます。

■実績・成果

- 都市復興マニュアルの作成に向けた取組は、他自治体の情報入手や、農業・漁業従事者・中小企業向けの復興支援融資制度の確認にとどまっており、検討に着手するという段階です。
- 平成 18 年度は「生活復興マニュアル」の基本方針について検討しました。
- 多様な災害資金による復興支援を実施しました。（不況対策資金で、台風被災農業者、漁業者、中小企業事業者への復興支援（貸付）を実施しました。また、被災した事業者のため、農業者向け「農業経営維持安定資金（災害資金）」等、中小企業向け「リフレッシュ資金」による復興支援を実施しました。）

■課題・今後の方向性

- 被害の拡大を抑えるための仕組みづくりや、被災者の生活再建に向けたニーズを迅速に集約し、行政サービス、教育、ライフライン等の早期復旧に結びつけるための仕組みづくりなど、震災復興体制の整備が必要です。
- 大規模震災後の復興計画を迅速、円滑に策定し、復興事業を速やかに推進することができるよう、復興の基本的考え方の体系、復興体制、手順等について、あらかじめ「震災復興マニュアル」を作成し、三重県地域防災計画に盛り込んでいくことが必要です。
- 早期復旧への備えとして、多くの企業において防災計画・事業継続計画（BCP）が作成されることが必要です。
- 「震災復興マニュアル」は、震災後の防災都市づくり・防災まちづくりの視点に立脚するとともに、地域の再生や持続的発展に向けた都市・地域計画とも協調していくことが必要です。
- 都市・まちづくりのための復興マニュアルとは別に、震災後の県民の暮らし・住宅・産業の復興のための生活復興マニュアルもあわせて作成することも必要です。

三重地震対策アクションプログラム取組報告書

平成19年7月

三 重 県

〒514-8570 三重県津市広明町13番地（防災危機管理部地震対策室）

電 話 059-224-2184

F A X 059-224-2199

E-mail jishin@pref.mie.jp

URL <http://www.bosaimie.jp>



大豆油を原材料として使用した
環境にやさしいインキを使用しています。



古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用。
（表紙・仕切紙を除く）